

司研総第000119号

(庶ろ-03)

平成22年2月12日

地方裁判所長 殿（東京を除く。）

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成22年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により3月19日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係松井（██████████）

）あてメールにより回答してください。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います（横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所を除く。）。

(別紙様式)

(文書番号)

(分類記号)

平成22年 月 日

司法研修所長 殿

地方裁判所長

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第 回）の出席
者について

（2月12日付け総第000119号に対する回答）

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官職	民事又は 刑事の別	ふりがな 氏名	男女の別	司法修習 の期別	備考

(注) 標題の「(第 回)」には、出席する回（「1」又は「2」）を記入する。

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

実施要領

1 開催日、対象庁会等

別紙第1「平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所、宿舎等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000(代表)

来庁方法等については、別紙第4「司法研修所への交通案内図」、別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお、自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月11日(金)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月16日(水)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舎を必要とする協議会出席者及び参列者には、当研修所いづみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いづみ寮の利用について」参照)。

なお、いづみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも、寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので、あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し、別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので、これに関する協議しておくべき論点、参考意見等がありましたら、3月26日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要、ファクシミリ()可。)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

(1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

(2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合は、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。

(3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用することをお願いします。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED])。

(ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）

(イ) 福岡

(ウ) 札幌

(エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を上限として旅費を支給することになります。

(4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED] ）にお問い合わせください。

(5) 弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成23年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いづみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、3月19日

(金) までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、ファクシミリ（[REDACTED]）可）。

- (1) 別紙第9-1 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別 紙 目 錄

別紙第1 平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表

別紙第2 協議事項

別紙第3 日程表

別紙第4 司法研修所への交通案内図

別紙第5 バス運行時刻表

別紙第6 司法研修所配置図

別紙第7 司法研修所いづみ寮の利用について

別紙第8 司法研修所食堂の利用について

別紙第9-1 平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

別紙第9-2 平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

(別紙第1)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日	
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計		
		民事	刑事					
東京	東京	2	2	2	東京	1	9	
	立川支部	1	1	1	第一東京	1		
					第二東京	1		
					(東京三多摩支部)	3	6	
	横浜	1	1	1		1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県)	1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県)	1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬)	1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県)	1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県)	1	4	
	長野	1	1	1	(長野県)	1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県)	1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)	1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県)	1	4	
	金沢	1	1	1		1	4	
	富山	1	1	1	(富山県)	1	4	
仙台	仙台	1	1	1		1	4	
	福島	1	1	1	(福島県)	1	4	
	山形	1	1	1	(山形県)	1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手)	1	4	
	秋田	1	1	1		1	4	
	青森	1	1	1	(青森県)	1	4	
札幌	札幌	1	1	1		1	4	
	函館	1	1	1		1	4	
	旭川	1	1	1		1	4	
	釧路	1	1	1		1	4	
(計)	(26)	27	27	27		30	111	
大阪	大阪	1	1	1		1	4	
	京都	1	1	1		1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1	4	
	奈良	1	1	1		1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀)	1	4	
	和歌山	1	1	1		1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重)	1	4	
	福井	1	1	1		1	4	
広島	広島	1	1	1		1	4	
	山口	1	1	1	(山口県)	1	4	
	岡山	1	1	1		1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1	4	
	松江	1	1	1	(島根県)	1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県)	1	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1	4	
	大分	1	1	1	(大分県)	1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄)	1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県)	1	4	
	徳島	1	1	1		1	4	
	高知	1	1	1		1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛)	1	4	
(計)	(25)	25	25	25		25	100	
合計	(51)	52	52	52		55	211	

[第1回]
6月11日
(金)

[第2回]
6月16日
(水)

(別紙第2)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の在り方について

(出題理由)

新司法修習の実施も3年目を迎える、新第63期からは全ての実務修習地（立川を含む。）で新司法修習が実施されている。配属庁会におかれでは、司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて御指導をいただいているところであるが、これまでの指導実績を踏まえ、より実効的な司法修習の在り方を検討すべく、各配属庁会から、新第63期司法修習生の実情（能力、資質等）につき、新第60期から新第62期までの司法修習生と比較しつつ報告をいただくとともに、裁判員裁判への対応、合同修習の在り方等を含め、分野別実務修習における指導内容、方法等について協議したい。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定し、実施していただいているところであるが、3年目を迎える、より一層の内容の充実と円滑な実施を図るべく、これまでのプログラムの実施状況や司法修習生の修習実績（ホームグラウンドにおけるものを含む。）を踏まえ、その実情について報告していただいた上、今後の運用の留意点や改善方策について協議したい。

以上

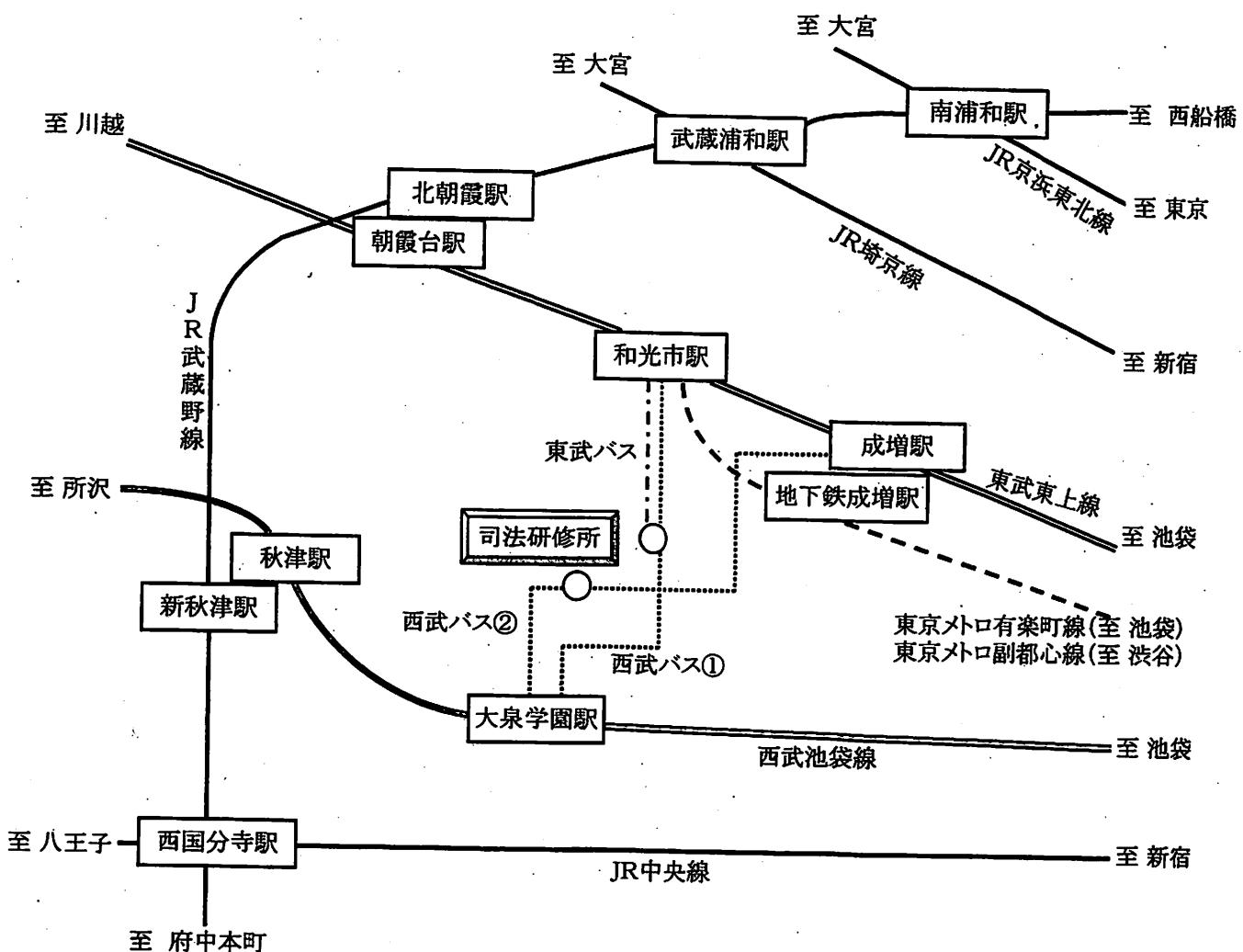
(別紙第3)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容
[第1回] 6月11日(金)	12:00 (13:00	受付(本館1階エントランスホール) [到着確認、懇談会費・寮利用料金徴収手続等]
[第2回] 6月16日(水)	13:00 (13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明
		分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
		総合協議(中講堂)
	16:30 (17:00	
	17:30 (18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※希望者のみ

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

• 雷車

- | | | |
|-------|-------------|---------------------|
| 池袋駅 | [東武東上線] | → 和光市駅 約16分(急行又は準急) |
| 池袋駅 | [東京メトロ有楽町線] | → 和光市駅 約18分 |
| 渋谷駅 | [東京メトロ副都心線] | → 和光市駅 約35分(急行) |
| 池袋駅 | [西武池袋線] | → 大泉学園駅 約15分(準急) |
| 西国分寺駅 | [JR武蔵野線] | → 北朝霞駅 約19分 |
| 武藏浦和駅 | [JR武蔵野線] | → 北朝霞駅 約8分 |
| 南浦和駅 | [JR武蔵野線] | → 北朝霞駅 約10分 |
| 朝霞台駅 | [東武東上線] | → 和光市駅 約6分 |

・バス

- 和光市駅 —— [東武バス 司法研修所循環] ——> 司法研修所 約10分
 和光市駅 —— [西武バス① 大泉学園駅行き] ——> 司法研修所 約10分
 (和光市駅 —— 徒歩 ——> 司法研修所 約25分(約2km))
 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] ——> 司法研修所 約12分
 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] ——> 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）

1 東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線 和光市駅南口発

- (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車、
バス停「司法研修所入口」にて下車
(所要時間 約10分)
- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車、バス停「司法研修所」
にて下車
(所要時間 約10分)

和光市駅南口									
司法研修所循環・司法研修所入口									
時	06	07	08	09	10	11	12	13	14
6	23	35	45	56					
7	05	12	24	35	43	50	56		
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54
10	*05	22	37	*47	53				
11	03	13	25	40	53				
12	10	23	40	54					
13	10	25	40	55					
14	09	25	*35	40	*49	55			
15	10	19	31	*43	50	*57			
16	04	17	31	45	54				
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37	43
19	00	13	*22	30	*40	51			
20	*01	09	22	38	49				
21	02	13	27	41	56				
22	10	22	35	47	*58				
23	*11								
*印：司法研修所入口止まり									

和光市駅南口									
大泉学園駅・長久保駅									
時	06	07	08	09	10	11	12	13	14
6	26	43	58						
7	13	20	29	43	56				
8	05	10	21	33	47	55			
9	01	15	29	44	52				
10	00	10	22	38	47	55			
11	05	19	36	54					
12	05	17	37	59					
13	05	25	46						
14	00	13	34	54					
15	05	16	30	41	54				
16	02	08	20	32	46	58			
17	05	13	25	36	49				
18	00	07	14	25	37	48			
19	01	06	16	29	41	55			
20	05	13	28	41	55				
21	11	26	42						
22	00	20	40						
23	00								

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

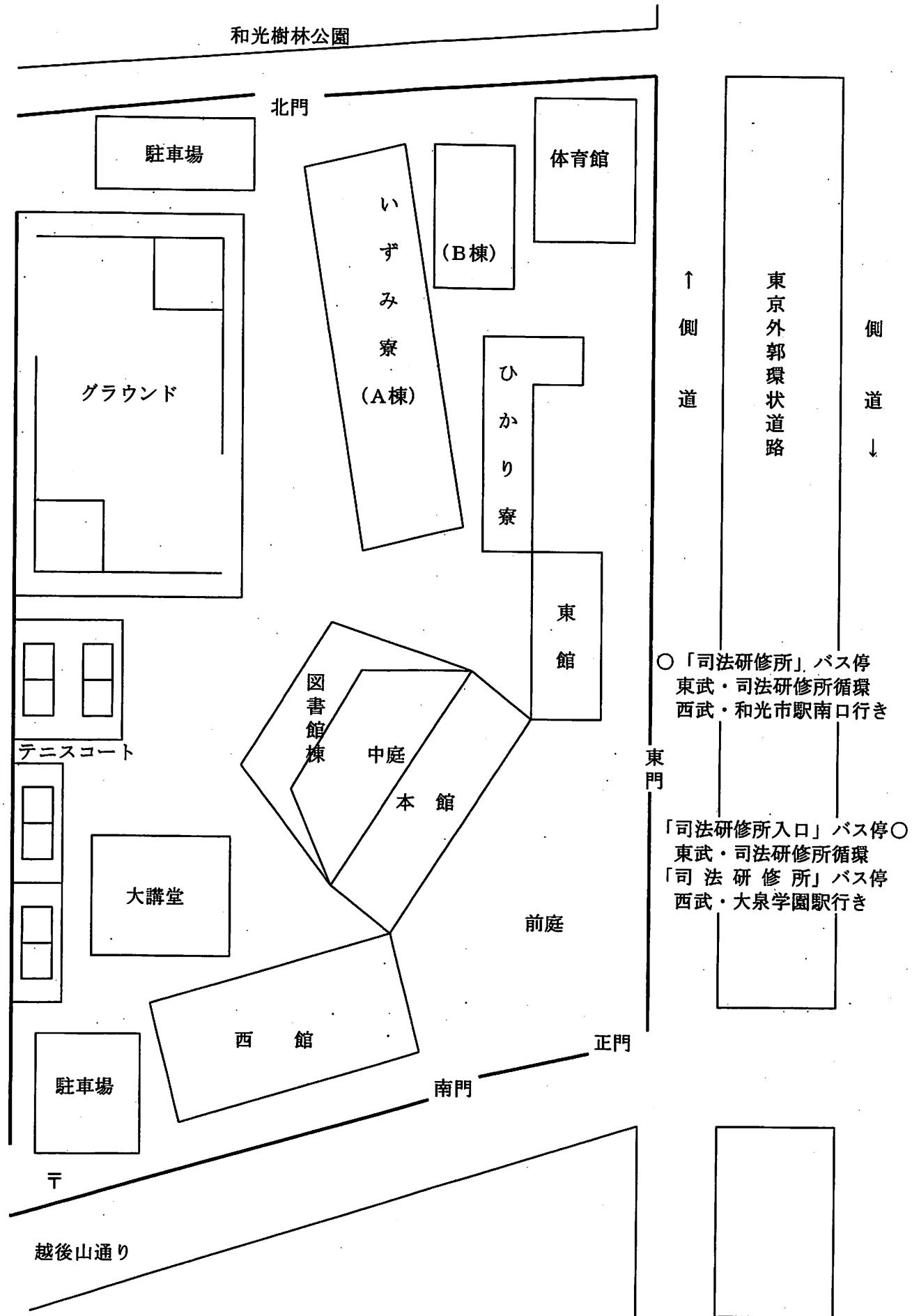
- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)
- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

大泉学園駅北口									
和光市駅南口									
時	05	06	07	08	09	10	11	12	13
5									
6	00	16	31	45					
7	00	14	28	40	52				
8	04	16	30	44	58				
9	14	29	41	54					
10	06	24	37	51					
11	13	31	49						
12	13	36	57						
13	22	45							
14	10	31	48						
15	01	17	30	40	52				
16	04	18	34	45	57				
17	12	25	36	46	57				
18	09	24	37	48					
19	01	17	31	45					
20	00	22	44						
21	06	28	50						
22	12	34							

大泉学園駅北口									
成増駅南口									
時	05	06	07	08	09	10	11	12	13
5	55								
6	05	15	25	35	45				
7	00	10	20	31	43	56			
8	09	24	38	52					
9	06	20	34	49					
10	04	19	35	51					
11	07	23	39	55					
12	10	27	43	59					
13	15	32	48						
14	03	18	33	48					
15	03	18	32	46					
16	01	16	31	46					
17	01	16	31	46					
18	01	16	31	46					
19	01	16	31	50					
20	09	28	46						
21	05	25	46						
22	09								

(平成22年2月12日現在)

司法研修所配置図



司法研修所いづみ寮の利用について

1 入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいづれも寮事務室で行います。

2 寮室

(1) 司法研修所いづみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹼、シャンプーリンス、タオル）及びバスタオルは用意しておりますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、浴衣等の着替えも用意してありませんので、各自で御用意ください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金は、追ってお知らせします。

4 寮室備付け電話の使用

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で [] 番又は [] 番を押してください。[] に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（土曜日は利用できませんので、留意してください。）。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続は、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

なお、退寮が土曜日になる場合は、午前10時までに寮事務室窓口に設置する箱に鍵を返還して退寮してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 [] ）にお問い合わせください。

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 夕食 (金曜日を除く平日のみ営業)

午後5時30分から午後8時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から550円程度となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

4 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係（電話番号048-460-2000）にお問い合わせください。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(府会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日（木）の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月11日（金）の朝食は 食堂を利用する。
 利用しない。 食堂を利用しない。

※ 入寮受付は15:00～19:00です。

※ 6月10日入寮希望者のみ必ず記載

- ① 到着予定時刻（ 時 分頃）
 ② 携帯番号（ - - - - -)

利用しない。 いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 利用する。 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
 (住所・市区町村名まで)
 []
 宿泊しない。

2 6月11日（金）の宿泊施設として、いずみ寮を

利用する。
 ※ 入寮受付は12:00～です。
 ※ 同月12日（土）は、食堂を利用できませんので、お手数ですが、各自で食事を準備してください。

利用しない。 いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 利用する。 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
 (住所・市区町村名まで)
 []
 宿泊しない。

3 6月11日（金）の昼食は 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-1)

4 6月11日(金)の懇談会に [出席する。 出席しない。]

5 交通機関の利用について

[新幹線(特急)を [往復 往路のみ 復路のみ] 利用し,

グリーン車を [往復利用する。 往路のみ利用する。 復路のみ利用する。 利用しない。]

[航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(府会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）における
いづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月15日（火）の宿泊施設として、いづみ寮を

- | | | |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 利用し、6月16日（水）の朝食は
※ 入寮受付は15:00～19:00です。
※ 6月15日入寮希望者のみ必ず記載
① 到着予定時刻（ 時 分頃）
② 携帯番号（ - - - - - ） | <input type="checkbox"/> 食堂を利用する。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用しない。 | |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | | |
| <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 <input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
 (住所・市区町村名まで)
 []
 <input type="checkbox"/> 宿泊しない。 </td> </tr> </table> | | <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |
| <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 | | |

2 6月16日（水）の宿泊施設として、いづみ寮を

- | | | |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 利用し、6月17日（木）の朝食は
※ 入寮受付は12:00～です。 | <input type="checkbox"/> 食堂を利用する。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用しない。 | |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | | |
| <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 <input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
 (住所・市区町村名まで)
 []
 <input type="checkbox"/> 宿泊しない。 </td> </tr> </table> | | <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |
| <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 | | |

3 6月16日（水）の昼食は

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 食堂を利用する予定である。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用する予定はない。 |
|--|

(別紙第9-2)

4 6月16日(水)の懇談会に [出席する。
 出席しない。]

5 交通機関の利用について

[新幹線(特急)を [往復
 往路のみ
 復路のみ]] 利用し,

[グリーン車を [往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。]]

[航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。]

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月16日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第000120号

(庶ろー03)

平成22年2月12日

東京地方裁判所長 殿

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成22年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により3月
19日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係松井（[REDACTED]

[REDACTED]）あてメールにより回答してください。

なお、立川支部に対しては、貴庁から周知してください。

(別紙様式)

(文書番号)

(分類記号)

平成22年 月 日

司法研修所長 殿

地方裁判所長

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第回）の出席
者について

（2月12日付け総第000120号に対する回答）

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官職	民事又は 刑事の別	ふりがな 氏名	男女の別	司法修習 の期別	備考

(注)

- 1 標題の「(第回)」には、出席する回（「1」又は「2」）を記入する。
- 2 備考欄に、出席者の所属「本庁」又は「立川支部」を記入する。

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

実施要領

1 開催日、対象庁会等

別紙第1「平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所、宿舎等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000(代表)

来庁方法等については、別紙第4「司法研修所への交通案内図」、
別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を
御参照ください。

なお、自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月11日(金)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月16日(水)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舎を必要とする協議会出席者及び参列者には、当研修所いづみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いづみ寮の利用について」参照)。

なお、いづみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも、寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので、あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し、別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので、これに関する協議しておくべき論点、参考意見等がありましたら、3月26日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要、ファクシミリ()可。)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用して下さい（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合は、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
- (3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用することをお願いします。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED])。

- (ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）
(イ) 福岡
(ウ) 札幌
(エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を上限として旅費を支給することになります。

- (4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED] ）にお問い合わせください。
- (5) 弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成23年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いづみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、3月19日

(金) までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、ファクシミリ（[REDACTED]）可）。

- (1) 別紙第9-1 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いづみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

(別紙第1)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実務 修習地	出席者数					開催月日	
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計		
		民事	刑事					
東京	東京	2	2		2 東京	1	9	
	立川支部	1	1	1	第一東京	1		
					第二東京	1		
					(東京三多摩支部)	3	6	
	横浜	1	1	1		1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県)	1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県)	1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬)	1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県)	1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県)	1	4	
	長野	1	1	1	(長野県)	1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県)	1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)	1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県)	1	4	
	金沢	1	1	1		1	4	
	富山	1	1	1	(富山県)	1	4	
仙台	仙台	1	1	1		1	4	
	福島	1	1	1	(福島県)	1	4	
	山形	1	1	1	(山形県)	1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手)	1	4	
	秋田	1	1	1		1	4	
	青森	1	1	1	(青森県)	1	4	
札幌	札幌	1	1	1		1	4	
	函館	1	1	1		1	4	
	旭川	1	1	1		1	4	
	釧路	1	1	1		1	4	
(計)	(26)	27	27	27		30	111	
大阪	大阪	1	1	1		1	4	
	京都	1	1	1		1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1	4	
	奈良	1	1	1		1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀)	1	4	
	和歌山	1	1	1		1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重)	1	4	
	福井	1	1	1		1	4	
広島	広島	1	1	1		1	4	
	山口	1	1	1	(山口県)	1	4	
	岡山	1	1	1		1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1	4	
	松江	1	1	1	(島根県)	1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県)	1	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1	4	
	大分	1	1	1	(大分県)	1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄)	1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県)	1	4	
	徳島	1	1	1		1	4	
	高知	1	1	1		1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛)	1	4	
(計)	(25)	25	25	25		25	100	
合計	(51)	52	52	52		55	211	

〔第1回〕
6月11日
(金)

〔第2回〕
6月16日
(水)

(別紙第2)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の在り方について

(出題理由)

新司法修習の実施も3年目を迎える、新第63期からは全ての実務修習地（立川を含む。）で新司法修習が実施されている。配属庁会におかれては、司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて御指導をいただいているところであるが、これまでの指導実績を踏まえ、より実効的な司法修習の在り方を検討すべく、各配属庁会から、新第63期司法修習生の実情（能力、資質等）につき、新第60期から新第62期までの司法修習生と比較しつつ報告をいただくとともに、裁判員裁判への対応、合同修習の在り方等を含め、分野別実務修習における指導内容、方法等について協議したい。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定し、実施していただいているところであるが、3年目を迎える、より一層の内容の充実と円滑な実施を図るべく、これまでのプログラムの実施状況や司法修習生の修習実績（ホームグラウンドにおけるものを含む。）を踏まえ、その実情について報告していただいた上、今後の運用の留意点や改善方策について協議したい。

以上

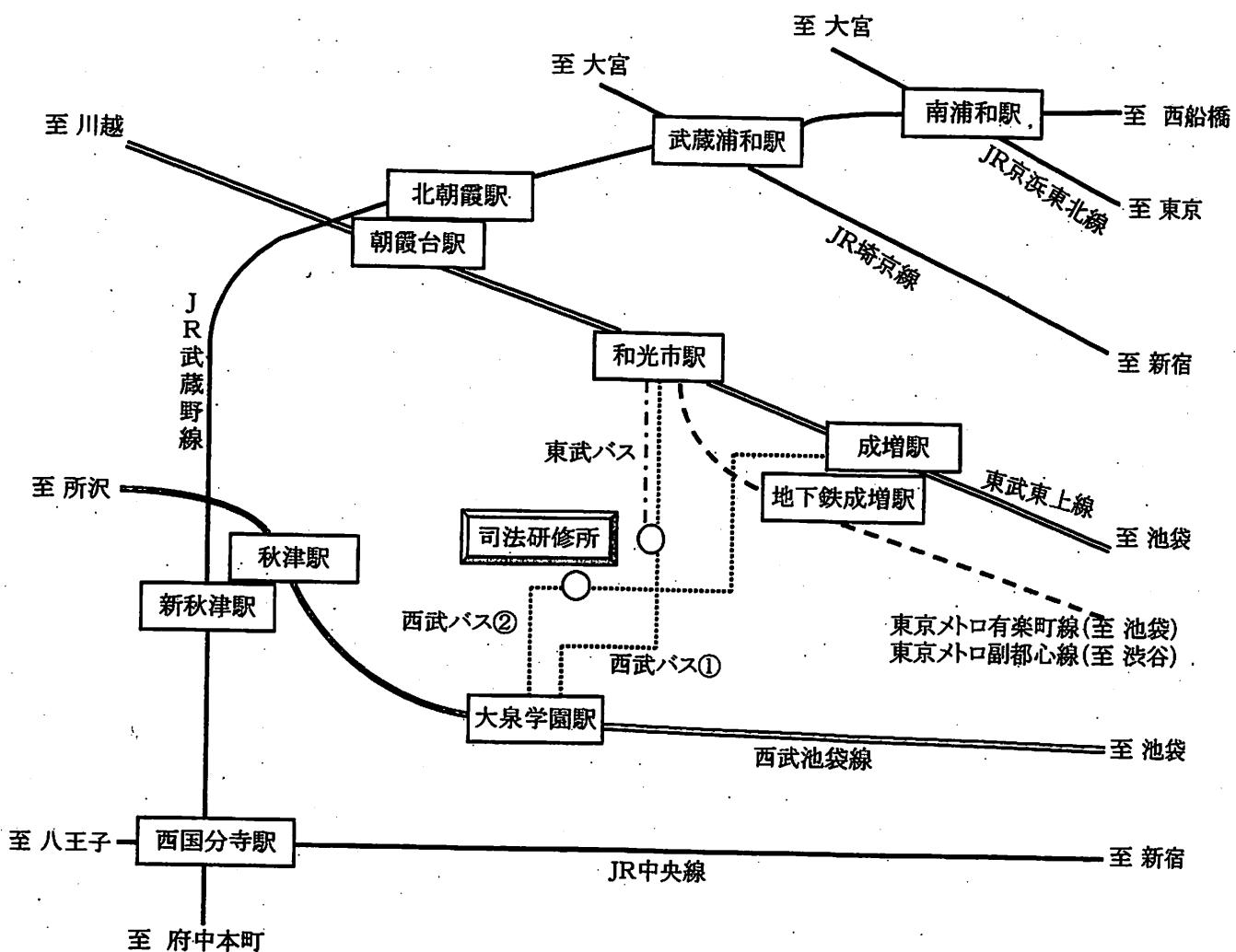
(別紙第3)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容
[第1回] 6月11日(金)	12:00 (13:00	受付(本館1階エントランスホール) [到着確認、懇談会費・寮利用料金徴収手続等]
[第2回] 6月16日(水)	13:00 (13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明
		} (中講堂)
	13:50 (16:15	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30 (17:00	総合協議(中講堂)
	17:30 (18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※希望者のみ

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- | | | |
|-------|-------------|---------------------|
| 池袋駅 | 〔東武東上線〕 | → 和光市駅 約16分(急行又は準急) |
| 池袋駅 | 〔東京メトロ有楽町線〕 | → 和光市駅 約18分 |
| 渋谷駅 | 〔東京メトロ副都心線〕 | → 和光市駅 約35分(急行) |
| 池袋駅 | 〔西武池袋線〕 | → 大泉学園駅 約15分(準急) |
| 西国分寺駅 | 〔JR武藏野線〕 | → 北朝霞駅 約19分 |
| 武藏浦和駅 | 〔JR武藏野線〕 | → 北朝霞駅 約8分 |
| 南浦和駅 | 〔JR武藏野線〕 | → 北朝霞駅 約10分 |
| 朝霞台駅 | 〔東武東上線〕 | → 和光市駅 約6分 |

・バス

- | | | |
|--------|------------------|--------------------|
| 和光市駅 | 〔東武バス 司法研修所循環〕 | → 司法研修所 約10分 |
| 和光市駅 | 〔西武バス① 大泉学園駅行き〕 | → 司法研修所 約10分 |
| (和光市駅) | 徒歩 | → 司法研修所 約25分(約2km) |
| 大泉学園駅 | 〔西武バス① 和光市駅南口行き〕 | → 司法研修所 約12分 |
| 大泉学園駅 | 〔西武バス② 成増駅行き〕 | → 司法研修所 約15分 |

(別紙第5)

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）

1 東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線 和光市駅南口発

- (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車、
バス停「司法研修所入口」にて下車
(所要時間 約10分)
- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車、バス停「司法研修所」
にて下車
(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口							
行先	司法研修所循環・司法研修所入口行き							
時	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
6	23	35	45	56				
7	05	12	24	35	43	50	56	
8	03	10	17	22	27	35	43	49
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41
10	*05	22	37	*47	53			
11	03	13	25	40	53			
12	10	23	40	54				
13	10	25	40	55				
14	09	25	*35	40	*49	55		
15	10	19	31	*43	50	*57		
16	04	17	31	45	54			
17	02	11	16	22	28	34	42	48
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37
19	00	13	*22	30	*40	51		
20	*01	09	22	38	49			
21	02	13	27	41	56			
22	10	22	35	47	*58			
23	*11							

*印：司法研修所入口止まり

発	和光市駅南口							
行先	大泉学園駅・大泉学園北口							
時	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
6	26	43	58					
7	13	20	29	43	56			
8	05	10	21	33	47	55		
9	01	15	29	44	52			
10	00	10	22	38	47	55		
11	05	19	36	54				
12	05	17	37	59				
13	05	25	46					
14	00	13	34	54				
15	05	16	30	41	54			
16	02	08	20	32	46	58		
17	05	13	25	36	49			
18	00	07	14	25	37	48		
19	01	06	16	29	41	55		
20	05	13	28	41	55			
21	11	26	42					
22	00	20	40					
23	00							

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

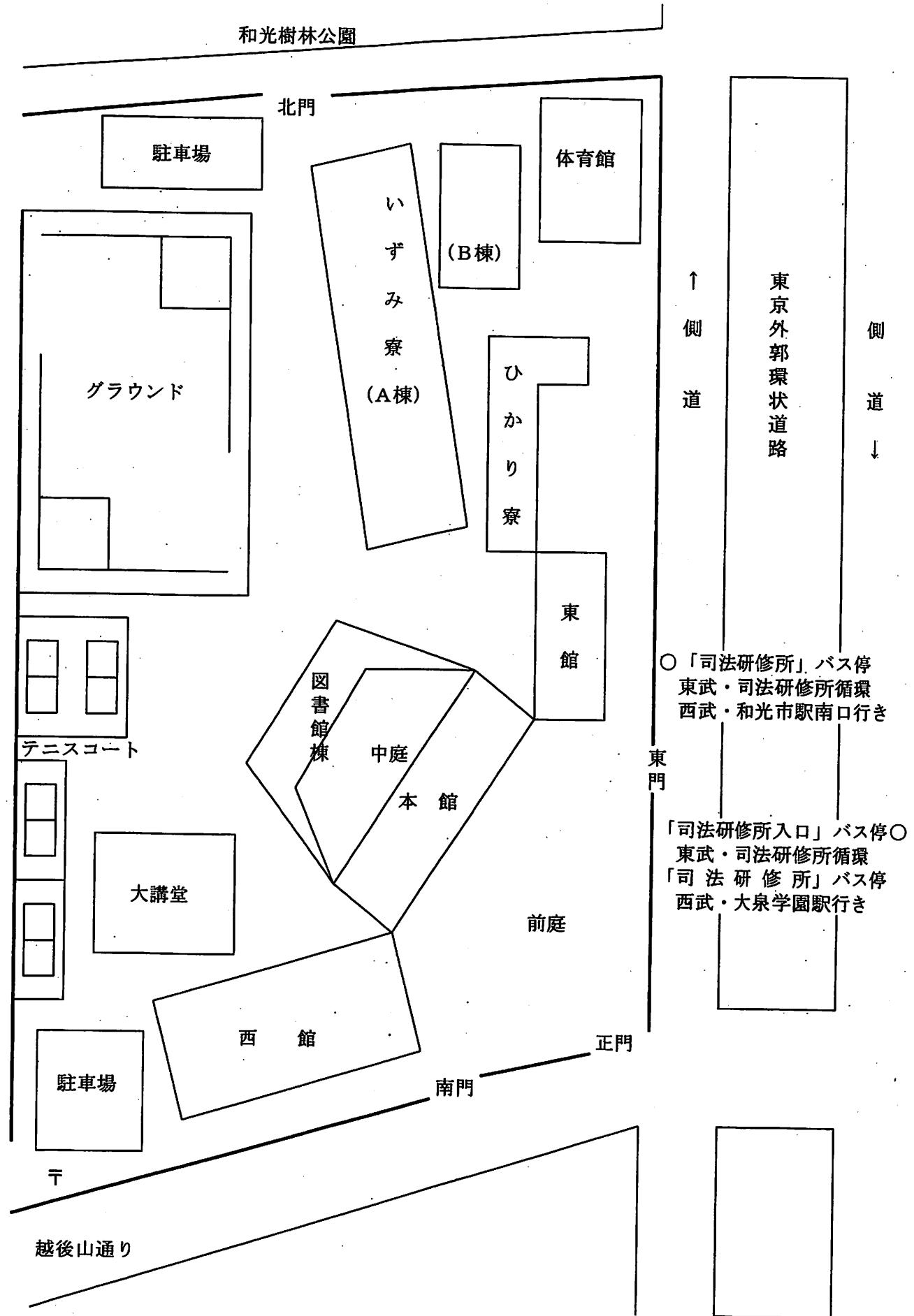
- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口							
行先	和光市駅南口							
時	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
5								
6	00	16	31	45				
7	00	14	28	40	52			
8	04	16	30	44	58			
9	14	29	41	54				
10	06	24	37	51				
11	13	31	49					
12	13	36	57					
13	22	45						
14	10	31	48					
15	01	17	30	40	52			
16	04	18	34	45	57			
17	12	25	36	46	57			
18	09	24	37	48				
19	01	17	31	45				
20	00	22	44					
21	06	28	50					
22	12	34						

発	大泉学園駅北口							
行先	成増駅南口							
時	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
5	55							
6	05	15	25	35	45			
7	00	10	20	31	43	56		
8	09	24	38	52				
9	06	20	34	49				
10	04	19	35	51				
11	07	23	39	55				
12	10	27	43	59				
13	15	32	48					
14	03	18	33	48				
15	03	18	32	46				
16	01	16	31	46				
17	01	16	31	46				
18	01	16	31	46				
19	01	16	31	50				
20	09	28	46					
21	05	25	46					
22	09							

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いづみ寮の利用について

1 入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれも寮事務室で行います。

2 寮室

(1) 司法研修所いづみ寮の寮室の割当では、司法研修所が行います。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹼、シャンプーリンス、タオル）及びバスタオルは用意しておりますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、浴衣等の着替えも用意してありませんので、各自で御用意ください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金は、追ってお知らせします。

4 寮室備付け電話の使用

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で [] 番又は [] 番を押してください。[] に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（土曜日は利用できませんので、留意してください。）。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続は、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

なお、退寮が土曜日になる場合は、午前10時までに寮事務室窓口に設置する箱に鍵を返還して退寮してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 [] ）にお問い合わせください。

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 夕食 (金曜日を除く平日のみ営業)

午後5時30分から午後8時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から550円程度となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

4 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係（電話番号048-460-2000）にお問い合わせください。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(府会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）における
いづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日（木）の宿泊施設として、いづみ寮を

- | | | |
|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 利用し、6月11日（金）の朝食は
※ 入寮受付は15:00～19:00です。
※ 6月10日入寮希望者のみ必ず記載
① 到着予定時刻（ 時 分頃）
② 携帯番号（ - - - - - ） | <input type="checkbox"/> 食堂を利用する。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用しない。 | |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | | |
| <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 <input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
 (住所・市区町村名まで)
 []
 <input type="checkbox"/> 宿泊しない。 </td> </tr> </table> | | <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |
| <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 | | |

2 6月11日（金）の宿泊施設として、いづみ寮を

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 利用する。
※ 入寮受付は12:00～です。
※ 同月12日（土）は、食堂を利用できませんので、お手数ですが、各自で食事を準備してください。 | <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | |

3 6月11日（金）の昼食は

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 食堂を利用する予定である。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用する予定はない。 |
|--|

(別紙第9-1)

4 6月11日(金)の懇談会に [出席する。
 出席しない。]

5 交通機関の利用について

[新幹線(特急)を [往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し,

[グリーン車を [往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。]

[航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(府会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）における
いづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月15日（火）の宿泊施設として、いづみ寮を

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 利用し、6月16日（水）の朝食は
※ 入寮受付は15:00～19:00です。
※ 6月15日入寮希望者のみ必ず記載
① 到着予定時刻（ 時 分頃）
② 携帯番号（ - - - - - ） | <input type="checkbox"/> 食堂を利用する。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用しない。 |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |

2 6月16日（水）の宿泊施設として、いづみ寮を

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 利用し、6月17日（木）の朝食は
※ 入寮受付は12:00～です。 | <input type="checkbox"/> 食堂を利用する。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用しない。 |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |

3 6月16日（水）の昼食は

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 食堂を利用する予定である。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用する予定はない。 |
|--|

(別紙第9-2)

4 6月16日(水)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復
 往路のみ
 復路のみ 利用し,

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月16日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第000124号

平成22年2月12日

地方検察庁検事正 殿（東京を除く。）

弁護士会会长 殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成22年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により3月19日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（）可）。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

(別紙様式)

平成 22 年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会（第 回）の出席
者について

（2月12日付け司研総第000124号に対する回答）

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	俸給の号	司法修習 の期別	備 考

(注)

- 1 標題の「第 回」には、出席する回（「1」又は「2」）を記入する。
- 2 「俸給の号」は、検察庁のみ記入する。

平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会

実 施 要 領

1 開催日、対象庁会等

別紙第 1 「平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所、宿舎等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南 2 丁目 3 番 8 号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については、別紙第 4 「司法研修所への交通案内図」、別紙第 5 「バス運行時刻表」及び別紙第 6 「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお、自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第 1 回出席者及び参列者 6 月 11 日 (金) 午後零時 50 分

イ 第 2 回出席者及び参列者 6 月 16 日 (水) 午後零時 50 分

(3) 宿泊場所 宿舎を必要とする協議会出席者及び参列者には、当研修所いづみ寮を用意します (別紙第 7 「司法研修所いづみ寮の利用について」参照)。

なお、いづみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも、寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので、あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し、別紙第 2 「協議事項」について協議を行う予定ですので、これに関連して協議しておくべき論点、参考意見等がありましたら、3 月 26 日 (金) までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください (送付書不要、ファクシミリ ([REDACTED]) 可。)。

4 日程

別紙第 3 「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用して下さい（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
 - (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合は、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
 - (3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用することをお願いします。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED])。

- (ア) 広島 (ただし、岡山地方裁判所管内を除く。)
(イ) 福岡
(ウ) 札幌
(エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を上限として旅費を支給することになります。

- (4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED]）にお問い合わせください。

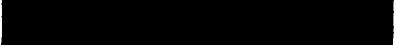
(5) 弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成23年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いづみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、3月19日

(金) までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、ファクシミリ（）可）。

- (1) 別紙第9-1 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別 紙 目 錄

- 別紙第 1 平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第 2 協議事項
- 別紙第 3 日程表
- 別紙第 4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第 5 バス運行時刻表
- 別紙第 6 司法研修所配置図
- 別紙第 7 司法研修所いづみ寮の利用について
- 別紙第 8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第 9-1 平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会（第 1 回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第 9-2 平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会（第 2 回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

(別紙第1)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出席者数						開催月日	
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計			
		民事	刑事						
東京	東京	2	2		2	東京	1	9	
	立川支部	1	1		1	第一東京	1		
						第二東京	1		
						(東京三多摩支部)	3	6	
	横浜	1	1		1		1	4	
	さいたま	1	1		1	(埼玉)	1	4	
	千葉	1	1		1	(千葉県)	1	4	
	水戸	1	1		1	(茨城県)	1	4	
	宇都宮	1	1		1	(栃木県)	1	4	
	前橋	1	1		1	(群馬)	1	4	
	静岡	1	1		1	(静岡県)	1	4	
	甲府	1	1		1	(山梨県)	1	4	
	長野	1	1		1	(長野県)	1	4	
	新潟	1	1		1	(新潟県)	1	4	
名古屋	名古屋	1	1		1	(愛知県)	1	4	
	岐阜	1	1		1	(岐阜県)	1	4	
	金沢	1	1		1		1	4	
	富山	1	1		1	(富山県)	1	4	
仙台	仙台	1	1		1		1	4	
	福島	1	1		1	(福島県)	1	4	
	山形	1	1		1	(山形県)	1	4	
	盛岡	1	1		1	(岩手)	1	4	
	秋田	1	1		1		1	4	
	青森	1	1		1	(青森県)	1	4	
札幌	札幌	1	1		1		1	4	
	函館	1	1		1		1	4	
	旭川	1	1		1		1	4	
	釧路	1	1		1		1	4	
(計)	(26)	27	27	27		30	111		
大阪	大阪	1	1		1		1	4	
	京都	1	1		1		1	4	
	神戸	1	1		1	(兵庫県)	1	4	
	奈良	1	1		1		1	4	
	大津	1	1		1	(滋賀)	1	4	
	和歌山	1	1		1		1	4	
名古屋	津	1	1		1	(三重)	1	4	
	福井	1	1		1		1	4	
広島	広島	1	1		1		1	4	
	山口	1	1		1	(山口県)	1	4	
	岡山	1	1		1		1	4	
	鳥取	1	1		1	(鳥取県)	1	4	
	松江	1	1		1	(島根県)	1	4	
福岡	福岡	1	1		1	(福岡県)	1	4	
	佐賀	1	1		1	(佐賀県)	1	4	
	長崎	1	1		1	(長崎県)	1	4	
	大分	1	1		1	(大分県)	1	4	
	熊本	1	1		1	(熊本県)	1	4	
	鹿児島	1	1		1	(鹿児島県)	1	4	
	宮崎	1	1		1	(宮崎県)	1	4	
	那覇	1	1		1	(沖縄)	1	4	
高松	高松	1	1		1	(香川県)	1	4	
	徳島	1	1		1		1	4	
	高知	1	1		1		1	4	
	松山	1	1		1	(愛媛)	1	4	
(計)	(25)	25	25	25		25	100		
合計	(51)	52	52	52		55	211		

【第1回】

6月11日
(金)

【第2回】

6月16日
(水)

(別紙第2)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の在り方について

(出題理由)

新司法修習の実施も3年目を迎える、新第63期からは全ての実務修習地（立川を含む。）で新司法修習が実施されている。配属庁会におかれでは、司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて御指導をいただいているところであるが、これまでの指導実績を踏まえ、より実効的な司法修習の在り方を検討すべく、各配属庁会から、新第63期司法修習生の実情（能力、資質等）につき、新第60期から新第62期までの司法修習生と比較しつつ報告をいただくとともに、裁判員裁判への対応、合同修習の在り方等を含め、分野別実務修習における指導内容、方法等について協議したい。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定し、実施していただいているところであるが、3年目を迎える、より一層の内容の充実と円滑な実施を図るべく、これまでのプログラムの実施状況や司法修習生の修習実績（ホームグラウンドにおけるものを含む。）を踏まえ、その実情について報告していただいた上、今後の運用の留意点や改善方策について協議したい。

以上

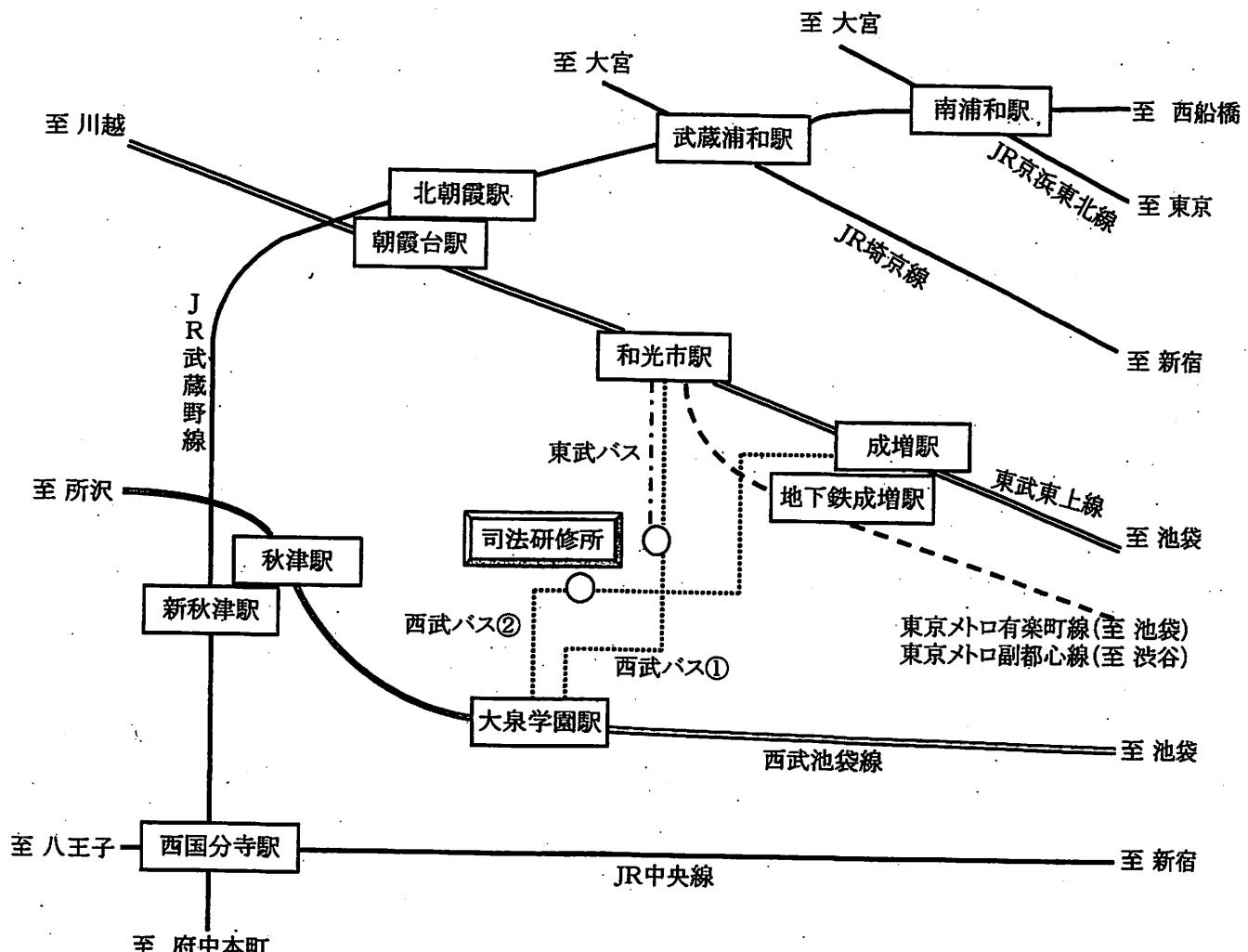
(別紙第3)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容
[第1回] 6月11日(金)	12:00 (13:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認、懇談会費・寮利用料金徴収手続等〕
[第2回] 6月16日(水)	13:00 (13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明
		分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30 (17:00	総合協議(中講堂)
	17:30 (18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※希望者のみ

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- | | | |
|-------|-------------|---------------------|
| 池袋駅 | [東武東上線] | → 和光市駅 約16分(急行又は準急) |
| 池袋駅 | [東京メトロ有楽町線] | → 和光市駅 約18分 |
| 渋谷駅 | [東京メトロ副都心線] | → 和光市駅 約35分(急行) |
| 池袋駅 | [西武池袋線] | → 大泉学園駅 約15分(準急) |
| 西国分寺駅 | [JR武藏野線] | → 北朝霞駅 約19分 |
| 武藏浦和駅 | [JR武藏野線] | → 北朝霞駅 約8分 |
| 南浦和駅 | [JR武藏野線] | → 北朝霞駅 約10分 |
| 朝霞台駅 | [東武東上線] | → 和光市駅 約6分 |

・バス

- | | | |
|--------|------------------|--------------------|
| 和光市駅 | [東武バス 司法研修所循環] | → 司法研修所 約10分 |
| 和光市駅 | [西武バス① 大泉学園駅行き] | → 司法研修所 約10分 |
| (和光市駅) | 徒歩 | → 司法研修所 約25分(約2km) |
| 大泉学園駅 | [西武バス① 和光市駅南口行き] | → 司法研修所 約12分 |
| 大泉学園駅 | [西武バス② 成増駅行き] | → 司法研修所 約15分 |

(別紙第5)

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）

1 東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線 和光市駅南口発

- (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車、
バス停「司法研修所入口」にて下車
(所要時間 約10分)
- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車、バス停「司法研修所」
にて下車
(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	司法研修所循環(東武バス)・司法研修所入口(西武バス)				
時	午前	午後	夜	午前	午後
6	23 35 45 56				
7	05 12 24 35 43 50 56				
8	03 10 17 22 27 35 43 49 54				
9	01 06 12 *17 *23 27 *33 41 54				
10	*05 22 37 *47 53				
11	03 13 25 40 53				
12	10 23 40 54				
13	10 25 40 55				
14	09 25 *35 40 *49 55				
15	10 19 31 *43 50 *57				
16	04 17 31 45 54				
17	02 11 16 22 28 34 42 48 55				
18	00 07 *14 18 24 30 *34 *37 43 50				
19	00 13 *22 30 *40 51				
20	*01 09 22 38 49				
21	02 13 27 41 56				
22	10 22 35 47 *58				
23	*11				
*印：司法研修所入口止まり					

発	和光市駅南口				
行先	大泉学園駅(東武)・長久保(西武)				
時	午前	午後	夜	午前	午後
6	26 43 58				
7	13 20 29 43 56				
8	05 10 21 33 47 55				
9	01 15 29 44 52				
10	00 10 22 38 47 55				
11	05 19 36 54				
12	05 17 37 59				
13	05 25 46				
14	00 13 34 54				
15	05 16 30 41 54				
16	02 08 20 32 46 58				
17	05 13 25 36 49				
18	00 07 14 25 37 48				
19	01 06 16 29 41 55				
20	05 13 28 41 55				
21	11 26 42				
22	00 20 40				
23	00				

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

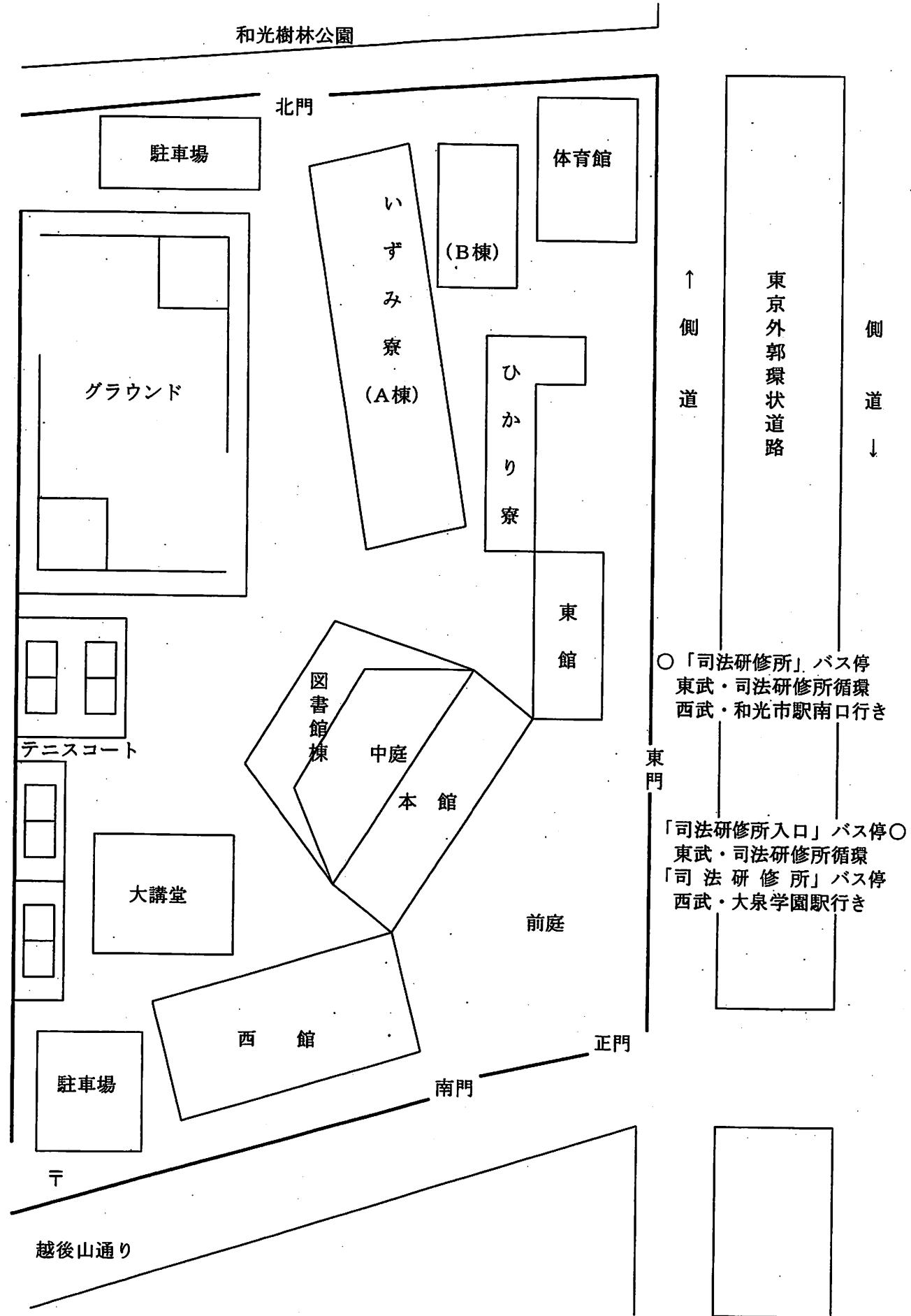
- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	午前	午後	夜	午前	午後
5					
6	00 16 31 45				
7	00 14 28 40 52				
8	04 16 30 44 58				
9	14 29 41 54				
10	06 24 37 51				
11	13 31 49				
12	13 36 57				
13	22 45				
14	10 31 48				
15	01 17 30 40 52				
16	04 18 34 45 57				
17	12 25 36 46 57				
18	09 24 37 48				
19	01 17 31 45				
20	00 22 44				
21	06 28 50				
22	12 34				

発	大泉学園駅北口				
行先	成増駅南口				
時	午前	午後	夜	午前	午後
5	55				
6	05 15 25 35 45				
7	00 10 20 31 43 56				
8	09 24 38 52				
9	06 20 34 49				
10	04 19 35 51				
11	07 23 39 55				
12	10 27 43 59				
13	15 32 48				
14	03 18 33 48				
15	03 18 32 46				
16	01 16 31 46				
17	01 16 31 46				
18	01 16 31 46				
19	01 16 31 50				
20	09 28 46				
21	05 25 46				
22	09				

(平成22年2月12日現在)

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いづみ寮の利用について

1 入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれも寮事務室で行います。

2 寮室

(1) 司法研修所いづみ寮の寮室の割当では、司法研修所が行います。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹼、シャンプーリンス、タオル）及びバスタオルは用意しておりますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、浴衣等の着替えも用意してありませんので、各自で御用意ください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金は、追ってお知らせします。

4 寮室備付け電話の使用

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話をを行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で [] 番又は [] 番を押してください。[] に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（土曜日は利用できませんので、留意してください。）。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようしてください。

退寮手続は、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

なお、退寮が土曜日になる場合は、午前10時までに寮事務室窓口に設置する箱に鍵を返還して退寮してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 []) にお問い合わせください。

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 夕食 (金曜日を除く平日のみ営業)

午後5時30分から午後8時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から550円程度となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

4 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係（電話番号048-460-2000）にお問い合わせください。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(府会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）における
いづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日（木）の宿泊施設として、いづみ寮を

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 利用し、6月11日（金）の朝食は
※ 入寮受付は15:00～19:00です。
※ 6月10日入寮希望者のみ必ず記載
① 到着予定時刻（ 時 分頃）
② 携帯番号（ - - - - - ） | <input type="checkbox"/> 食堂を利用する。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用しない。 |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |

2 6月11日（金）の宿泊施設として、いづみ寮を

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 利用する。
※ 入寮受付は12:00～です。
※ 同月12日（土）は、食堂を利用できませんので、お手数ですが、各自で食事を準備してください。 | <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |

3 6月11日（金）の昼食は

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 食堂を利用する予定である。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用する予定はない。 |
|--|

(別紙第9-1)

4 6月11日(金)の懇談会に [出席する。 出席しない。]

5 交通機関の利用について

[新幹線(特急)を [往復 往路のみ 復路のみ] 利用し,

グリーン車を [往復利用する。 往路のみ利用する。 復路のみ利用する。 利用しない。]

[航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(府会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月15日（火）の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月16日（水）の朝食は

※ 入寮受付は15:00～19:00です。

※ 6月15日入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻（ 時 分頃）

② 携帯番号（ - - - - - ）

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

2 6月16日（水）の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月17日（木）の朝食は

※ 入寮受付は12:00～です。

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

宿泊しない。

3 6月16日（水）の昼食は

食堂を利用する予定である。

食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-2)

4 6月16日(水)の懇談会に [出席する。
 出席しない。]

5 交通機関の利用について

[新幹線(特急)を [往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し,

グリーン車を [往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。]

[航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月16日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第000125号

平成22年2月12日

東京地方検察庁検事正 殿

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成22年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により3月19日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（）可）。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おつて、立川支部に対しては、貴庁から周知してください。

(別紙様式)

平成 22 年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会（第 回）の出席
者について

（2月12日付け司研総第000125号に対する回答）

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	俸給の号	司法修習 の期別	備 考

(注)

- 1 標題の「第 回」には、出席する回（「1」又は「2」）を記入する。
- 2 備考欄に、出席者の所属「本庁」又は「立川支部」を記入する。

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

実施要領

1 開催日、対象庁会等

別紙第1「平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所、宿舎等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000(代表)

来庁方法等については、別紙第4「司法研修所への交通案内図」、別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお、自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月11日(金)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月16日(水)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舎を必要とする協議会出席者及び参列者には、当研修所いづみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いづみ寮の利用について」参照)。

なお、いづみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも、寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので、あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し、別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので、これに関する協議しておくべき論点、参考意見等がありましたら、3月26日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要、ファクシミリ()可。)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

- (1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用して下さい（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。
- (2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合は、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。
- (3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用することをお願いします。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED])。

- (ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）
(イ) 福岡
(ウ) 札幌
(エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を上限として旅費を支給することになります。

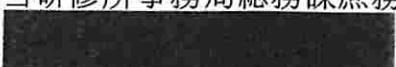
- (4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED] ）にお問い合わせください。
- (5) 弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成23年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、3月19日

(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、ファクシミリ（）可）。

- (1) 別紙第9-1 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8 「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別 紙 目 錄

- 別紙第 1 平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第 2 協議事項
- 別紙第 3 日程表
- 別紙第 4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第 5 バス運行時刻表
- 別紙第 6 司法研修所配置図
- 別紙第 7 司法研修所いづみ寮の利用について
- 別紙第 8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第 9-1 平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会（第 1 回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第 9-2 平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会（第 2 回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

(別紙第1)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実務 修習地	出席者数					開催月日	
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計		
		民事	刑事					
東京	東京	2	2	2	東京	1	9	
	立川支部	1	1	1	第一東京	1		
					第二東京	1		
					(東京三多摩支部)	3	6	
	横浜	1	1	1		1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県)	1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県)	1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬)	1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県)	1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県)	1	4	
	長野	1	1	1	(長野県)	1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県)	1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)	1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県)	1	4	
	金沢	1	1	1		1	4	
	富山	1	1	1	(富山県)	1	4	
仙台	仙台	1	1	1		1	4	
	福島	1	1	1	(福島県)	1	4	
	山形	1	1	1	(山形県)	1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手)	1	4	
	秋田	1	1	1		1	4	
	青森	1	1	1	(青森県)	1	4	
札幌	札幌	1	1	1		1	4	
	函館	1	1	1		1	4	
	旭川	1	1	1		1	4	
	釧路	1	1	1		1	4	
(計)	(26)	27	27	27		30	111	
大阪	大阪	1	1	1		1	4	
	京都	1	1	1		1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1	4	
	奈良	1	1	1		1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀)	1	4	
	和歌山	1	1	1		1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重)	1	4	
	福井	1	1	1		1	4	
広島	広島	1	1	1		1	4	
	山口	1	1	1	(山口県)	1	4	
	岡山	1	1	1		1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1	4	
	松江	1	1	1	(島根県)	1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県)	1	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1	4	
	大分	1	1	1	(大分県)	1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄)	1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県)	1	4	
	徳島	1	1	1		1	4	
	高知	1	1	1		1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛)	1	4	
(計)	(25)	25	25	25		25	100	
合計	(51)	52	52	52		55	211	

〔第1回〕

6月11日
(金)

〔第2回〕

6月16日
(水)

(別紙第2)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の在り方について

(出題理由)

新司法修習の実施も3年目を迎える、新第63期からは全ての実務修習地（立川を含む。）で新司法修習が実施されている。配属庁会におかれでは、司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて御指導をいただいているところであるが、これまでの指導実績を踏まえ、より実効的な司法修習の在り方を検討すべく、各配属庁会から、新第63期司法修習生の実情（能力、資質等）につき、新第60期から新第62期までの司法修習生と比較しつつ報告をいただくとともに、裁判員裁判への対応、合同修習の在り方等を含め、分野別実務修習における指導内容、方法等について協議したい。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定し、実施していただいているところであるが、3年目を迎える、より一層の内容の充実と円滑な実施を図るべく、これまでのプログラムの実施状況や司法修習生の修習実績（ホームグラウンドにおけるものを含む。）を踏まえ、その実情について報告していただいた上、今後の運用の留意点や改善方策について協議したい。

以上

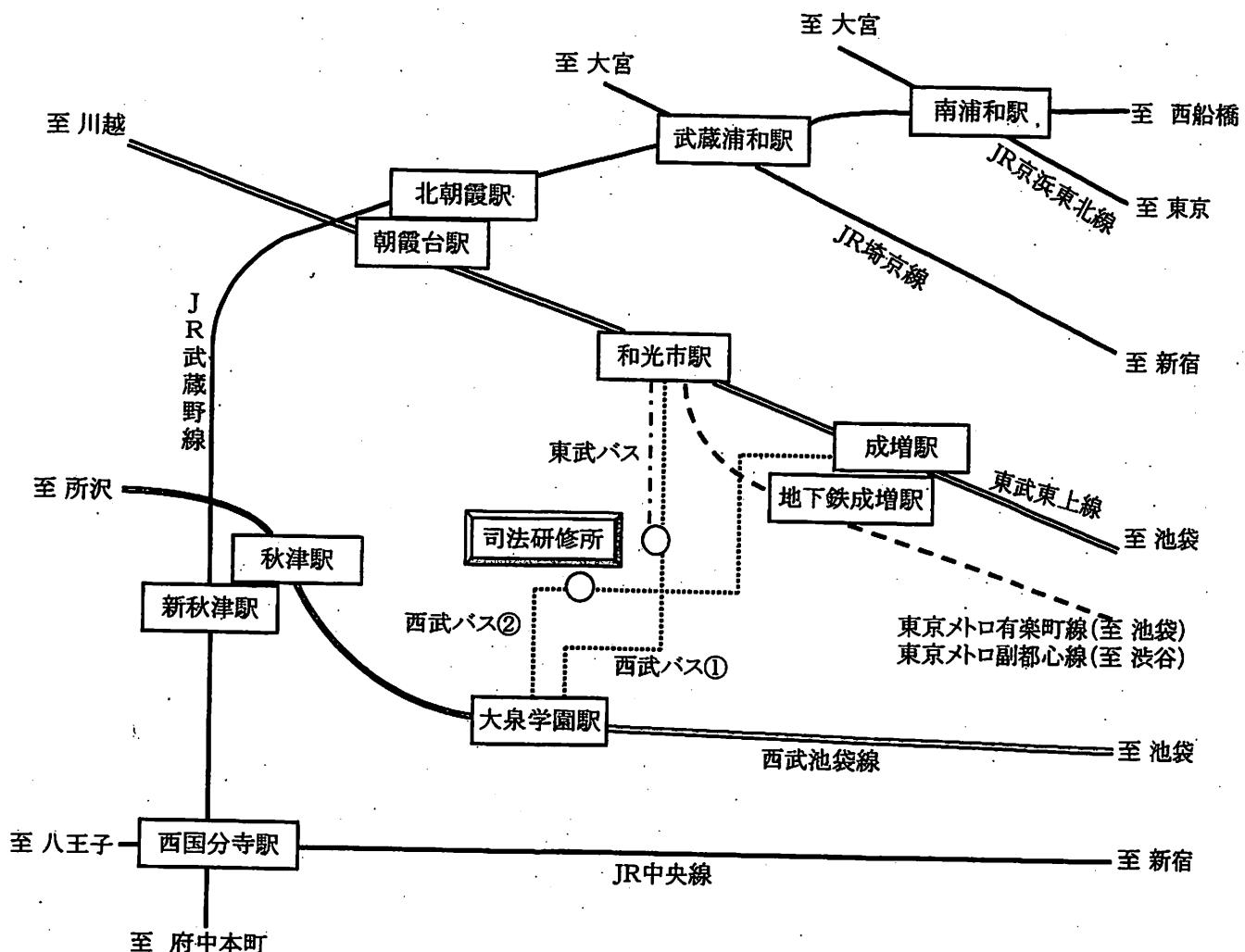
(別紙第3)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容
[第1回] 6月11日(金)	12:00 (13:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認、懇談会費・寮利用料金徴収手続等〕
[第2回] 6月16日(水)	13:00 (13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明
		} (中講堂)
		分科協議
	13:50 (16:15	民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30 (17:00	総合協議(中講堂)
	17:30 (18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※希望者のみ

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- | | | |
|-------|-------------|---------------------|
| 池袋駅 | 〔東武東上線〕 | → 和光市駅 約16分(急行又は準急) |
| 池袋駅 | 〔東京メトロ有楽町線〕 | → 和光市駅 約18分 |
| 渋谷駅 | 〔東京メトロ副都心線〕 | → 和光市駅 約35分(急行) |
| 池袋駅 | 〔西武池袋線〕 | → 大泉学園駅 約15分(準急) |
| 西国分寺駅 | 〔JR武蔵野線〕 | → 北朝霞駅 約19分 |
| 武藏浦和駅 | 〔JR武蔵野線〕 | → 北朝霞駅 約8分 |
| 南浦和駅 | 〔JR武蔵野線〕 | → 北朝霞駅 約10分 |
| 朝霞台駅 | 〔東武東上線〕 | → 和光市駅 約6分 |

・バス

- | | | |
|--------|------------------|--------------------|
| 和光市駅 | 〔東武バス 司法研修所循環〕 | → 司法研修所 約10分 |
| 和光市駅 | 〔西武バス① 大泉学園駅行き〕 | → 司法研修所 約10分 |
| (和光市駅) | 徒步 | → 司法研修所 約25分(約2km) |
| 大泉学園駅 | 〔西武バス① 和光市駅南口行き〕 | → 司法研修所 約12分 |
| 大泉学園駅 | 〔西武バス② 成増駅行き〕 | → 司法研修所 約15分 |

(別紙第5)

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）

1 東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線 和光市駅南口発

- (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車、
バス停「司法研修所入口」にて下車
(所要時間 約10分)
- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車、バス停「司法研修所」
にて下車
(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	司法研修所循環/司法研修所入口				
時	06	07	08	09	10
6	23	35	45	56	
7	05	12	24	35	43
8	03	10	17	22	27
9	01	06	12	*17	*23
10	*05	22	37	*47	53
11	03	13	25	40	53
12	10	23	40	54	
13	10	25	40	55	
14	09	25	*35	40	*49
15	10	19	31	*43	50
16	04	17	31	45	54
17	02	11	16	22	28
18	00	07	*14	18	24
19	00	13	*22	30	*40
20	*01	09	22	38	49
21	02	13	27	41	56
22	10	22	35	47	*58
23	*11				

*印：司法研修所入口止まり

発	和光市駅南口				
行先	大泉学園駅/長久保				
時	06	07	08	09	10
6	26	43	58		
7	13	20	29	43	56
8	05	10	21	33	47
9	01	15	29	44	52
10	00	10	22	38	47
11	05	19	36	54	
12	05	17	37	59	
13	05	25	46		
14	00	13	34	54	
15	05	16	30	41	54
16	02	08	20	32	46
17	05	13	25	36	49
18	00	07	14	25	37
19	01	06	16	29	41
20	05	13	28	41	55
21	11	26	42		
22	00	20	40		
23	00				

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

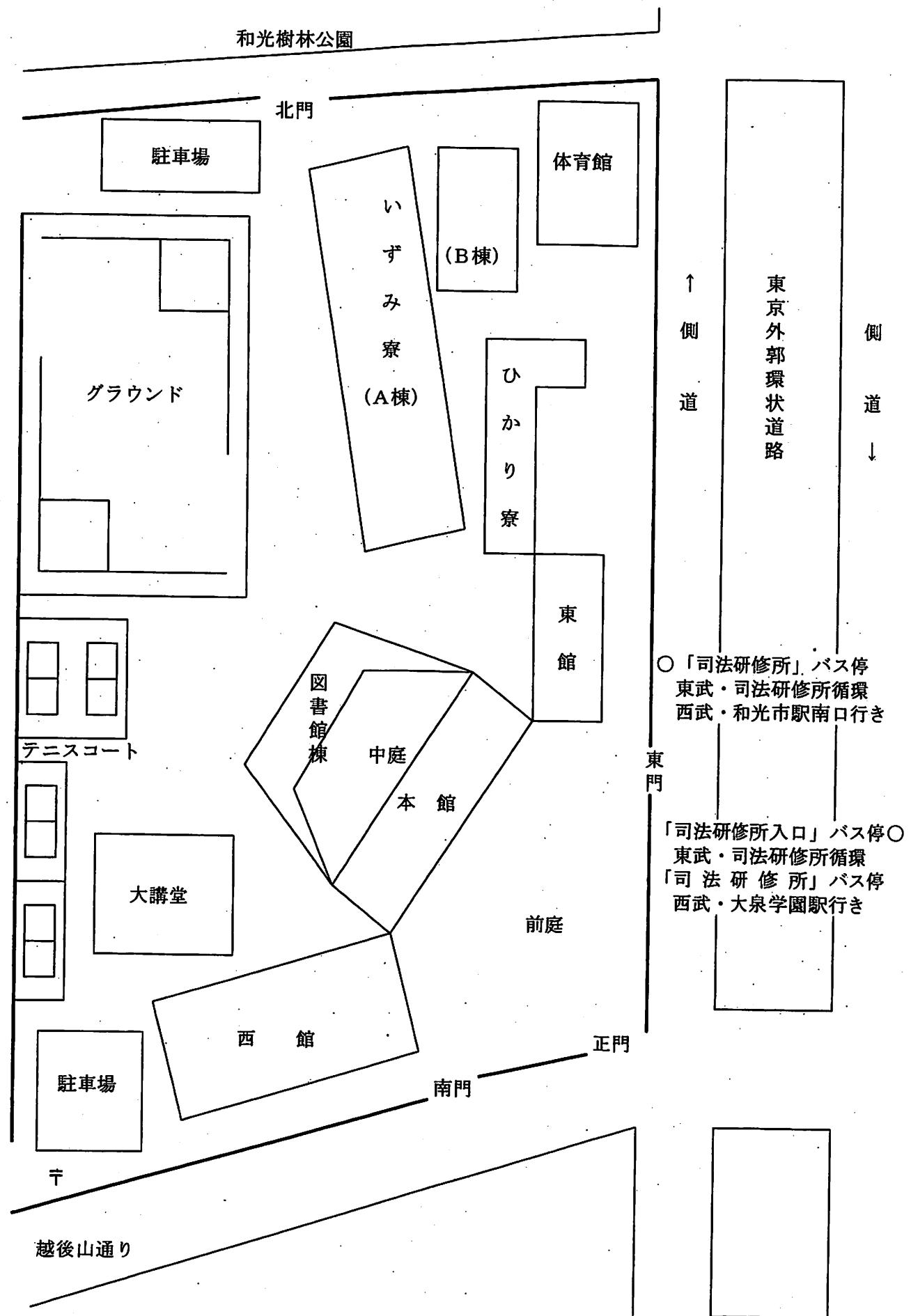
- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	05	06	07	08	09
5					
6	00	16	31	45	
7	00	14	28	40	52
8	04	16	30	44	58
9	14	29	41	54	
10	06	24	37	51	
11	13	31	49		
12	13	36	57		
13	22	45			
14	10	31	48		
15	01	17	30	40	52
16	04	18	34	45	57
17	12	25	36	46	57
18	09	24	37	48	
19	01	17	31	45	
20	00	22	44		
21	06	28	50		
22	12	34			

発	大泉学園駅北口				
行先	成増駅南口				
時	05	06	07	08	09
5	55				
6	05	15	25	35	45
7	00	10	20	31	43
8	09	24	38	52	
9	06	20	34	49	
10	04	19	35	51	
11	07	23	39	55	
12	10	27	43	59	
13	15	32	48		
14	03	18	33	48	
15	03	18	32	46	
16	01	16	31	46	
17	01	16	31	46	
18	01	16	31	46	
19	01	16	31	50	
20	09	28	46		
21	05	25	46		
22	09				

(平成22年2月12日現在)

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いづみ寮の利用について

1 入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれも寮事務室で行います。

2 寮室

(1) 司法研修所いづみ寮の寮室の割当では、司法研修所が行います。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹼、シャンプーリンス、タオル）及びバスタオルは用意しておりますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、浴衣等の着替えも用意してありませんので、各自で御用意ください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金は、追ってお知らせします。

4 寮室備付け電話の使用

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で [] 番又は [] 番を押してください。[] に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（土曜日は利用できませんので、留意してください。）。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続は、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

なお、退寮が土曜日になる場合は、午前10時までに寮事務室窓口に設置する箱に鍵を返還して退寮してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 [] ）にお問い合わせください。

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 夕食 (金曜日を除く平日のみ営業)

午後5時30分から午後8時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から550円程度となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

4 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係（電話番号048-460-2000）にお問い合わせください。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(府会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）における
いづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日（木）の宿泊施設として、いづみ寮を

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 利用し、6月11日（金）の朝食は
※ 入寮受付は15:00～19:00です。
※ 6月10日入寮希望者のみ必ず記載
① 到着予定時刻（ 時 分頃）
② 携帯番号（ - - - - - ） | <input type="checkbox"/> 食堂を利用する。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用しない。 |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | |
| <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 | |

2 6月11日（金）の宿泊施設として、いづみ寮を

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 利用する。
※ 入寮受付は12:00～です。
※ 同月12日（土）は、食堂を利用できませんので、お手数ですが、各自で食事を準備してください。 | <input type="checkbox"/> いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | |

3 6月11日（金）の昼食は

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 食堂を利用する予定である。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用する予定はない。 |
|--|

(別紙第9-1)

4 6月11日(金)の懇談会に [出席する。
 出席しない。]

5 交通機関の利用について

[新幹線(特急)を [往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し,

[グリーン車を [往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。]

[航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

- (注) ① 該当する□内に印を付してください。
② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(序会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月15日（火）の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月16日（水）の朝食は 食堂を利用する。
 利用しない。 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は15:00～19:00です。
※ 6月15日入寮希望者のみ必ず記載
① 到着予定時刻（ 時 分頃）
② 携帯番号（ - - - - -)
- 利用しない。 いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 宿泊しない。

2 6月16日（水）の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月17日（木）の朝食は 食堂を利用する。
 利用しない。 食堂を利用しない。
- ※ 入寮受付は12:00～です。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 宿泊しない。

3 6月16日（水）の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-2)

4 6月16日(水)の懇談会に [出席する。
 出席しない。]

5 交通機関の利用について

[新幹線(特急)を [往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し,

[グリーン車を [往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。]

[航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月16日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第000128号

平成22年2月12日

東京弁護士会会长 殿

第一東京弁護士会会长 殿

第二東京弁護士会会长 殿

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成22年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により3月19日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（██████████）可）。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おつて、東京三弁護士会多摩支部に対しては、貴会から周知してください。

(別紙様式)

平成22年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第 回）の出席
者について

（2月12日付け司研総第000128号に対する回答）

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習の 期別	備 考

(注)

- 1 標題の「第 回」には、出席する回（「1」又は「2」）を記入する。
- 2 多摩支部所属の出席者の場合は、備考欄に「多摩支部」と記入する。

平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会

実施要領

1 開催日、対象庁会等

別紙第 1 「平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所、宿舎等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南 2 丁目 3 番 8 号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については、別紙第 4 「司法研修所への交通案内図」、別紙第 5 「バス運行時刻表」及び別紙第 6 「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお、自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第 1 回出席者及び参列者 6 月 11 日 (金) 午後零時 50 分

イ 第 2 回出席者及び参列者 6 月 16 日 (水) 午後零時 50 分

(3) 宿泊場所 宿舎を必要とする協議会出席者及び参列者には、当研修所いづみ寮を用意します (別紙第 7 「司法研修所いづみ寮の利用について」参照)。

なお、いづみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも、寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので、あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し、別紙第 2 「協議事項」について協議を行う予定ですので、これに関する協議しておくべき論点、参考意見等がありましたら、3 月 26 日 (金) までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください (送付書不要、ファクシミリ () 可。)。

4 日程

別紙第 3 「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

(1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

(2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合は、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。

(3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用することをお願いします。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED])。

(ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）

(イ) 福岡

(ウ) 札幌

(エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を上限として旅費を支給することになります。

(4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED] ）にお問い合わせください。

(5) 弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成23年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、3月19日

(金) までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、ファクシミリ（[REDACTED]）可）。

- (1) 別紙第9-1 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別 紙 目 錄

別紙第1 平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表

別紙第2 協議事項

別紙第3 日程表

別紙第4 司法研修所への交通案内図

別紙第5 バス運行時刻表

別紙第6 司法研修所配置図

別紙第7 司法研修所いづみ寮の利用について

別紙第8 司法研修所食堂の利用について

別紙第9-1 平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

別紙第9-2 平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

(別紙第1)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実務 修習地	出席者数					開催月日	
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計		
		民事	刑事					
東京	東京	2	2	2	東京	1	9	
	立川支部	1	1	1	第一東京	1		
					第二東京	1		
					(東京三多摩支部)	3	6	
	横浜	1	1	1		1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県)	1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県)	1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県)	1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬)	1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県)	1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県)	1	4	
	長野	1	1	1	(長野県)	1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県)	1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県)	1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県)	1	4	
	金沢	1	1	1		1	4	
	富山	1	1	1	(富山県)	1	4	
仙台	仙台	1	1	1		1	4	
	福島	1	1	1	(福島県)	1	4	
	山形	1	1	1	(山形県)	1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手)	1	4	
	秋田	1	1	1		1	4	
	青森	1	1	1	(青森県)	1	4	
札幌	札幌	1	1	1		1	4	
	函館	1	1	1		1	4	
	旭川	1	1	1		1	4	
	釧路	1	1	1		1	4	
(計)	(26)	27	27	27		30	111	
大阪	大阪	1	1	1		1	4	
	京都	1	1	1		1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県)	1	4	
	奈良	1	1	1		1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀)	1	4	
	和歌山	1	1	1		1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重)	1	4	
	福井	1	1	1		1	4	
広島	広島	1	1	1		1	4	
	山口	1	1	1	(山口県)	1	4	
	岡山	1	1	1		1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県)	1	4	
	松江	1	1	1	(島根県)	1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県)	1	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県)	1	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県)	1	4	
	大分	1	1	1	(大分県)	1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県)	1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県)	1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県)	1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄)	1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県)	1	4	
	徳島	1	1	1		1	4	
	高知	1	1	1		1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛)	1	4	
(計)	(25)	25	25	25		25	100	
合計	(51)	52	52	52		55	211	

[第1回]
6月11日
(金)

[第2回]
6月16日
(水)

(別紙第2)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の在り方について

(出題理由)

新司法修習の実施も3年目を迎える、新第63期からは全ての実務修習地（立川を含む。）で新司法修習が実施されている。配属庁会におかれでは、司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて御指導をいただいているところであるが、これまでの指導実績を踏まえ、より実効的な司法修習の在り方を検討すべく、各配属庁会から、新第63期司法修習生の実情（能力、資質等）につき、新第60期から新第62期までの司法修習生と比較しつつ報告をいただくとともに、裁判員裁判への対応、合同修習の在り方等を含め、分野別実務修習における指導内容、方法等について協議したい。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定し、実施していただいているところであるが、3年目を迎える、より一層の内容の充実と円滑な実施を図るべく、これまでのプログラムの実施状況や司法修習生の修習実績（ホームグラウンドにおけるものを含む。）を踏まえ、その実情について報告していただいた上、今後の運用の留意点や改善方策について協議したい。

以上

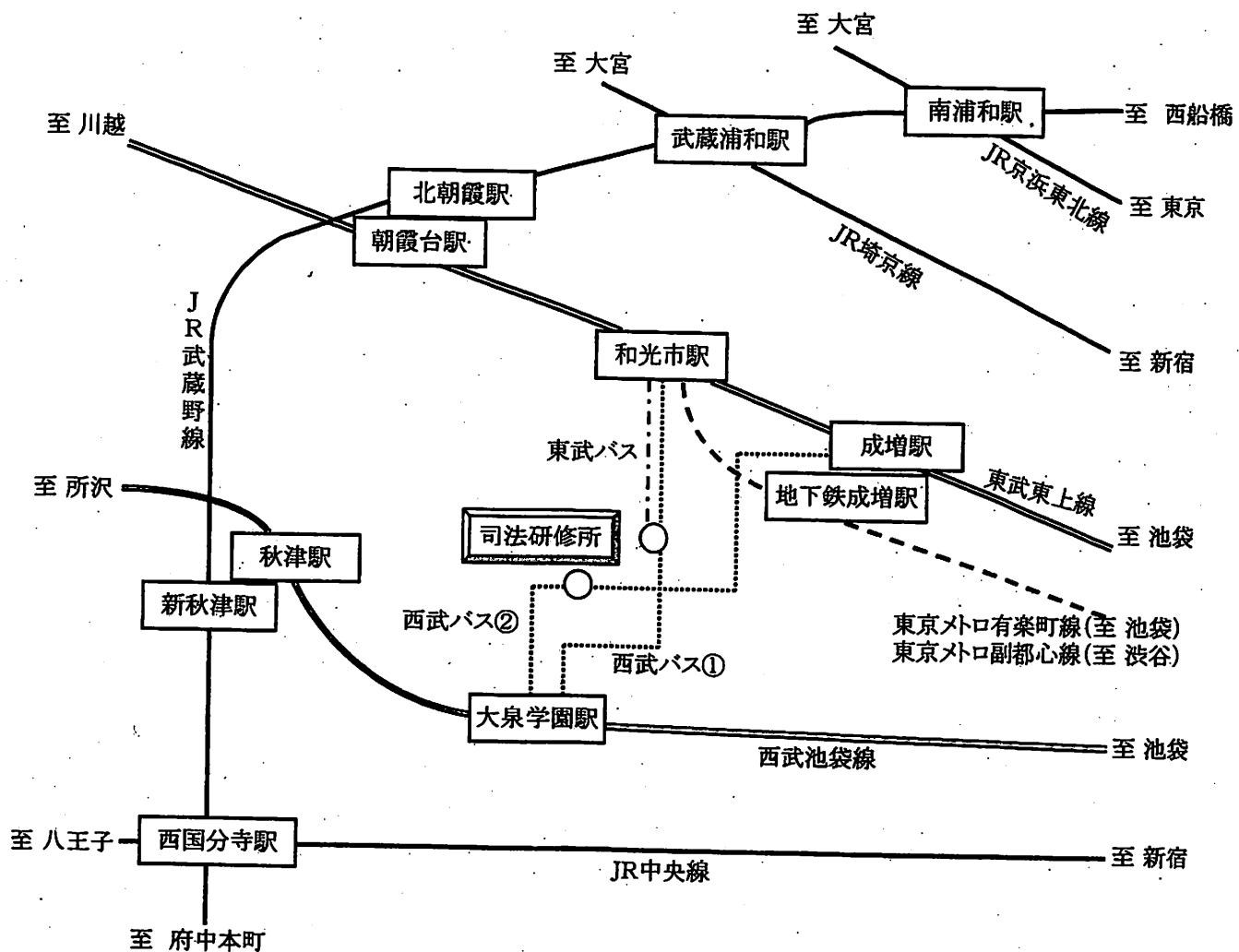
(別紙第3)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容
[第1回] 6月11日(金)	12:00 (13:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認、懇談会費・寮利用料金徴収手続等〕
[第2回] 6月16日(水)	13:00 (13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明
		分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
		総合協議(中講堂)
	17:30 (18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※希望者のみ

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 —— [東武東上線] ——> 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 —— [東京メトロ有楽町線] ——> 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 —— [東京メトロ副都心線] ——> 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 —— [西武池袋線] ——> 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 —— [JR武藏野線] ——> 北朝霞駅 約19分
- 武藏浦和駅 —— [JR武藏野線] ——> 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 —— [JR武藏野線] ——> 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 —— [東武東上線] ——> 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 —— [東武バス 司法研修所循環] ——> 司法研修所 約10分
- 和光市駅 —— [西武バス① 大泉学園駅行き] ——> 司法研修所 約10分
- (和光市駅 —— 徒歩 ——> 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 —— [西武バス① 和光市駅南口行き] ——> 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 —— [西武バス② 成増駅行き] ——> 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで)

1 東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線 和光市駅南口発

- (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車、
バス停「司法研修所入口」にて下車
(所要時間 約10分)
- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車、バス停「司法研修所」
にて下車
(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口						
行先	司法研修所循環						
発	司法研修所入口						
6	23	35	45	56			
7	05	12	24	35	43	50	56
8	03	10	17	22	27	35	43
9	01	06	12	*17	*23	27	*33
10	*05	22	37	*47	53		
11	03	13	25	40	53		
12	10	23	40	54			
13	10	25	40	55			
14	09	25	*35	40	*49	55	
15	10	19	31	*43	50	*57	
16	04	17	31	45	54		
17	02	11	16	22	28	34	42
18	00	07	*14	18	24	30	*34
19	00	13	*22	30	*40	51	
20	*01	09	22	38	49		
21	02	13	27	41	56		
22	10	22	35	47	*58		
23	*11						

*印：司法研修所入口止まり

発	和光市駅南口						
行先	大泉学園駅行き						
発	長久保駅行き						
6	26	43	58				
7	13	20	29	43	56		
8	05	10	21	33	47	55	
9	01	15	29	44	52		
10	00	10	22	38	47	55	
11	05	19	36	54			
12	05	17	37	59			
13	05	25	46				
14	00	13	34	54			
15	05	16	30	41	54		
16	02	08	20	32	46	58	
17	05	13	25	36	49		
18	00	07	14	25	37	48	
19	01	06	16	29	41	55	
20	05	13	28	41	55		
21	11	26	42				
22	00	20	40				
23	00						

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

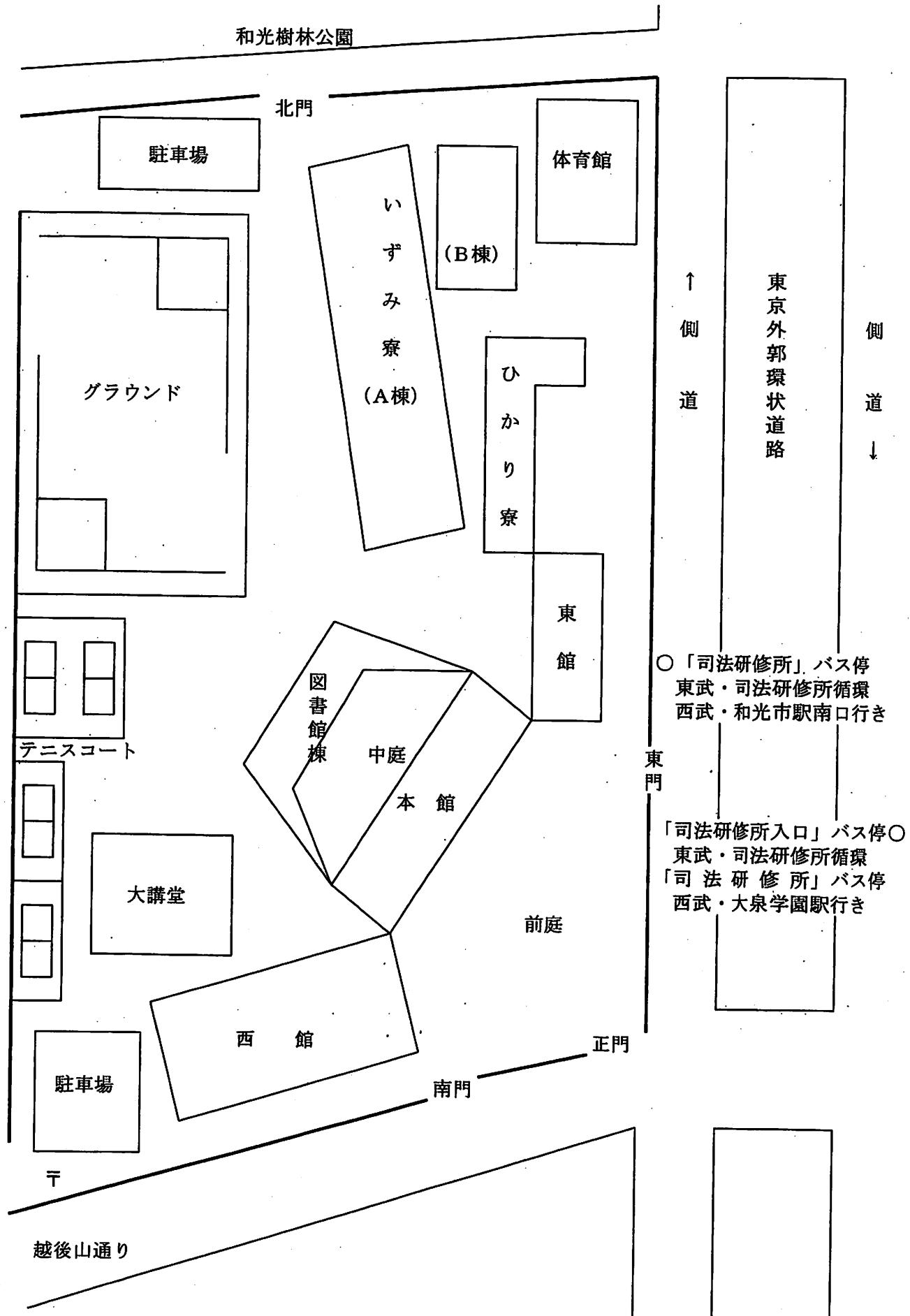
- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)
- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口						
行先	和光市駅南口						
発	司法研修所						
5							
6	00	16	31	45			
7	00	14	28	40	52		
8	04	16	30	44	58		
9	14	29	41	54			
10	06	24	37	51			
11	13	31	49				
12	13	36	57				
13	22	45					
14	10	31	48				
15	01	17	30	40	52		
16	04	18	34	45	57		
17	12	25	36	46	57		
18	09	24	37	48			
19	01	17	31	45			
20	00	22	44				
21	06	28	50				
22	12	34					

発	大泉学園駅北口						
行先	成増駅南口						
発	司法研修所						
5	55						
6	05	15	25	35	45		
7	00	10	20	31	43	56	
8	09	24	38	52			
9	06	20	34	49			
10	04	19	35	51			
11	07	23	39	55			
12	10	27	43	59			
13	15	32	48				
14	03	18	33	48			
15	03	18	32	46			
16	01	16	31	46			
17	01	16	31	46			
18	01	16	31	46			
19	01	16	31	50			
20	09	28	46				
21	05	25	46				
22	09						

(平成22年2月12日現在)

司法研修所配置図



司法研修所いづみ寮の利用について

1 入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれも寮事務室で行います。

2 寮室

(1) 司法研修所いづみ寮の寮室の割当では、司法研修所が行います。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹼、シャンプーリンス、タオル）及びバスタオルは用意しておりますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、浴衣等の着替えも用意してありませんので、各自で御用意ください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金は、追ってお知らせします。

4 寮室備付け電話の使用

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で [] 番又は [] 番を押してください。[] に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（土曜日は利用できませんので、留意してください。）。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続は、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

なお、退寮が土曜日になる場合は、午前10時までに寮事務室窓口に設置する箱に鍵を返還して退寮してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 [] ）にお問い合わせください。

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 夕食 (金曜日を除く平日のみ営業)

午後5時30分から午後8時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から550円程度となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

4 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係（電話番号048-460-2000）にお問い合わせください。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(府会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日（木）の宿泊施設として、いずみ寮を

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 利用し、6月11日（金）の朝食は
※ 入寮受付は15:00～19:00です。
※ 6月10日入寮希望者のみ必ず記載
① 到着予定時刻（ 時 分頃）
② 携帯番号（ - - - - - ） | <input type="checkbox"/> 食堂を利用する。
<input type="checkbox"/> 食堂を利用しない。 |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | <input type="checkbox"/> いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |

2 6月11日（金）の宿泊施設として、いずみ寮を

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 利用する。
※ 入寮受付は12:00～です。
※ 同月12日（土）は、食堂を利用できませんので、お手数ですが、各自で食事を準備してください。 | <input type="checkbox"/> いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
<input type="checkbox"/> 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
<input type="checkbox"/> 宿泊しない。 |
| <input type="checkbox"/> 利用しない。 | <input type="checkbox"/> いずみ寮以外の宿泊施設を利用する予定である。
<input type="checkbox"/> いずみ寮を利用する予定はない。 |

3 6月11日（金）の昼食は

(別紙第9-1)

4 6月11日(金)の懇談会に [出席する。
 出席しない。]

5 交通機関の利用について

[新幹線(特急)を [往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し,

[グリーン車を [往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。]

[航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。]

- (注) ① 該当する□内にレ印を付してください。
② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号)

(府会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）における
いづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月15日（火）の宿泊施設として、いづみ寮を

利用し、6月16日（水）の朝食は

食堂を利用する。

※ 入寮受付は15:00～19:00です。

食堂を利用しない。

※ 6月15日入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻（ 時 分頃）

② 携帯番号（ - - - - -)

利用しない。

いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[

宿泊しない。

2 6月16日（水）の宿泊施設として、いづみ寮を

利用し、6月17日（木）の朝食は

食堂を利用する。

※ 入寮受付は12:00～です。

食堂を利用しない。

利用しない。

いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[

宿泊しない。

3 6月16日（水）の昼食は

食堂を利用する予定である。

食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-2)

4 6月16日(水)の懇談会に [出席する。
 出席しない。]

5 交通機関の利用について

[新幹線(特急)を [往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し,

[グリーン車を [往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。]

[航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月16日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第000129号

平成22年2月12日

日本弁護士連合会会長 殿

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成22年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催しますから、貴連合会司法修習委員会委員1人が参列されますよう御配慮ください。

については、参列者の氏名を別紙様式により3月19日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（
[] ）可）。

なお、標記の協議会の開催につき、実務修習地の弁護士会会长に対し、別添のとおり通知しました。

(別紙様式)

平成 22 年 月 日

司法研修所長 殿

(会長)

平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会の参列者について

(2月12日付け司研総第000129号に対する回答)

標記の参列者については、下記のとおりです。

記

役職名	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習 の期別	備 考

(注) 「備考」欄に、「第1回」又は「第2回」と記入する。

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

実施要領

1 開催日、対象庁会等

別紙第1「平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所、宿舎等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000(代表)

来庁方法等については、別紙第4「司法研修所への交通案内図」、
別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を
御参照ください。

なお、自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月11日(金)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月16日(水)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舎を必要とする協議会出席者及び参列者には、当研修所いづみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いづみ寮の利用について」参照)。

なお、いづみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも、寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので、あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し、別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので、これに関連して協議しておくべき論点、参考意見等がありましたら、3月26日(金)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(送付書不要、ファクシミリ()可。)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

(1) 協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（7の利用料金及び懇談会費を差し引いた金額になります。印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。）ただし、東京地方裁判所（立川支部を含む。）、横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は、所属庁のICカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

(2) パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合は、支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので、御注意ください。

(3) 航空機の利用

ア 航空機の利用が可能な地域

次の高等裁判所管内の地域から招集される出席者です。航空機を利用した場合には、往復割引普通運賃の範囲内（クラスJ等の利用に要する料金を除く。）で、現に支払った金額を支給します。ただし、極力、各種割引航空券を利用することをお願いします。

航空機を利用する場合には、「航空賃の請求に関する手続について（事務連絡）」記載の証明書類を提出期限までに当研修所事務局経理課経理係にファクシミリで提出してください（送付書不要、ファクシミリ [REDACTED])。

(ア) 広島（ただし、岡山地方裁判所管内を除く。）

(イ) 福岡

(ウ) 札幌

(エ) 高松

イ アの地域以外から航空機を利用した場合には、原則としてJR等による交通費を上限として旅費を支給することになります。

(4) 旅費及び旅行日程につき不明な場合には、当研修所事務局経理課経理係（電話番号 [REDACTED] ）にお問い合わせください。

(5) 弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成23年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します（6(1)の旅費から利用料金及び懇談会費を差し引いた出席者及び参列者を除く。）。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、3月19日

(金) までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、ファクシミリ（[REDACTED]）可）。

- (1) 別紙第9-1 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいすみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」
- (2) 別紙第9-2 「平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいすみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8 「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別 紙 目 錄

- 別紙第 1 平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第 2 協議事項
- 別紙第 3 日程表
- 別紙第 4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第 5 バス運行時刻表
- 別紙第 6 司法研修所配置図
- 別紙第 7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第 8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第 9-1 平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会（第 1 回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第 9-2 平成 22 年度司法修習生指導担当者協議会（第 2 回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

(別紙第1)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実務 修習地	出席者数						開催月日	
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計			
		民事	刑事						
東京	東京	2	2		2	東京	1	9	
	立川支部	1	1		1	第一東京	1		
						第二東京	1		
						(東京三多摩支部)	3	6	
	横浜	1	1		1		1	4	
	さいたま	1	1		1	(埼玉)	1	4	
	千葉	1	1		1	(千葉県)	1	4	
	水戸	1	1		1	(茨城県)	1	4	
	宇都宮	1	1		1	(栃木県)	1	4	
	前橋	1	1		1	(群馬)	1	4	
	静岡	1	1		1	(静岡県)	1	4	
	甲府	1	1		1	(山梨県)	1	4	
	長野	1	1		1	(長野県)	1	4	
	新潟	1	1		1	(新潟県)	1	4	
名古屋	名古屋	1	1		1	(愛知県)	1	4	
	岐阜	1	1		1	(岐阜県)	1	4	
	金沢	1	1		1		1	4	
	富山	1	1		1	(富山県)	1	4	
仙台	仙台	1	1		1		1	4	
	福島	1	1		1	(福島県)	1	4	
	山形	1	1		1	(山形県)	1	4	
	盛岡	1	1		1	(岩手)	1	4	
	秋田	1	1		1		1	4	
	青森	1	1		1	(青森県)	1	4	
札幌	札幌	1	1		1		1	4	
	函館	1	1		1		1	4	
	旭川	1	1		1		1	4	
	釧路	1	1		1		1	4	
(計)	(26)	27	27	27		30	111		
大阪	大阪	1	1		1		1	4	
	京都	1	1		1		1	4	
	神戸	1	1		1	(兵庫県)	1	4	
	奈良	1	1		1		1	4	
	大津	1	1		1	(滋賀)	1	4	
	和歌山	1	1		1		1	4	
名古屋	津	1	1		1	(三重)	1	4	
	福井	1	1		1		1	4	
広島	広島	1	1		1		1	4	
	山口	1	1		1	(山口県)	1	4	
	岡山	1	1		1		1	4	
	鳥取	1	1		1	(鳥取県)	1	4	
	松江	1	1		1	(島根県)	1	4	
福岡	福岡	1	1		1	(福岡県)	1	4	
	佐賀	1	1		1	(佐賀県)	1	4	
	長崎	1	1		1	(長崎県)	1	4	
	大分	1	1		1	(大分県)	1	4	
	熊本	1	1		1	(熊本県)	1	4	
	鹿児島	1	1		1	(鹿児島県)	1	4	
	宮崎	1	1		1	(宮崎県)	1	4	
	那覇	1	1		1	(沖縄)	1	4	
高松	高松	1	1		1	(香川県)	1	4	
	徳島	1	1		1		1	4	
	高知	1	1		1		1	4	
	松山	1	1		1	(愛媛)	1	4	
(計)	(25)	25	25	25		25	100		
合計	(51)	52	52	52		55	211		

〔第1回〕

6月11日
(金)

〔第2回〕

6月16日
(水)

(別紙第2)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

協議事項

1 分野別実務修習の指導の在り方について

(出題理由)

新司法修習の実施も3年目を迎える、新第63期からは全ての実務修習地（立川を含む。）で新司法修習が実施されている。配属庁会におかれでは、司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて御指導をいただいているところであるが、これまでの指導実績を踏まえ、より実効的な司法修習の在り方を検討すべく、各配属庁会から、新第63期司法修習生の実情（能力、資質等）につき、新第60期から新第62期までの司法修習生と比較しつつ報告をいただくとともに、裁判員裁判への対応、合同修習の在り方等を含め、分野別実務修習における指導内容、方法等について協議したい。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

(出題理由)

新司法修習から開始された選択型実務修習については、配属庁会において、選択型実務修習の運用ガイドライン等に基づき、個別修習プログラムを策定し、実施していただいているところであるが、3年目を迎える、より一層の内容の充実と円滑な実施を図るべく、これまでのプログラムの実施状況や司法修習生の修習実績（ホームグラウンドにおけるものを含む。）を踏まえ、その実情について報告していただいた上、今後の運用の留意点や改善方策について協議したい。

以上

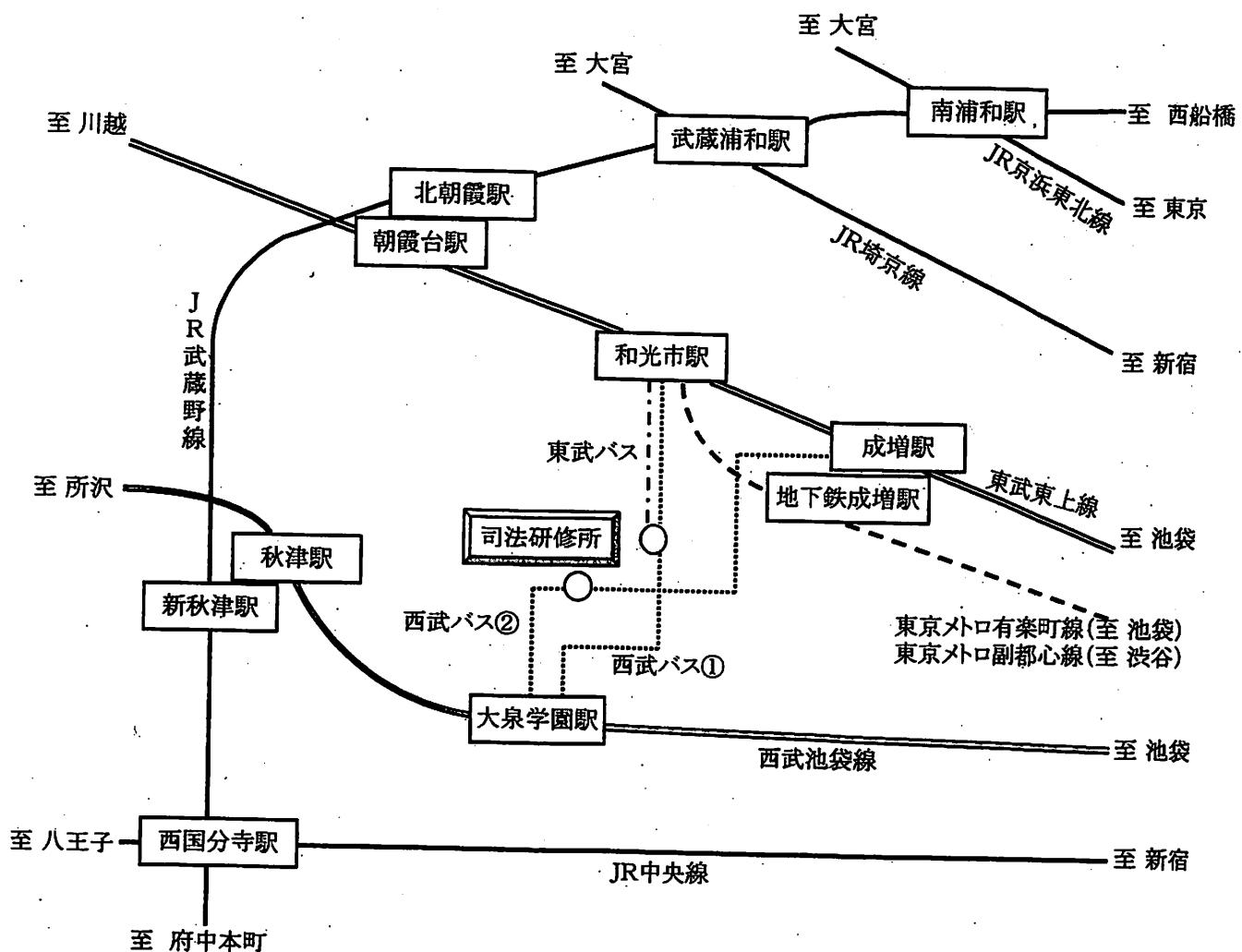
(別紙第3)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容
[第1回] 6月11日(金)	12:00 (13:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認、懇談会費・寮利用料金徴収手続等〕
[第2回] 6月16日(水)	13:00 (13:40	司法研修所長あいさつ 事務局説明
]
		分科協議
	13:50 (16:15	民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30 (17:00	総合協議(中講堂)
	17:30 (18:50	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※希望者のみ

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅—— [東武東上線] ——→ 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅—— [東京メトロ有楽町線] ——→ 和光市駅 約18分
- 渋谷駅—— [東京メトロ副都心線] ——→ 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅—— [西武池袋線] ——→ 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅—— [JR武藏野線] ——→ 北朝霞駅 約19分
- 武藏浦和駅—— [JR武藏野線] ——→ 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅—— [JR武藏野線] ——→ 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅—— [東武東上線] ——→ 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅—— [東武バス 司法研修所循環] ——→ 司法研修所 約10分
- 和光市駅—— [西武バス① 大泉学園駅行き] ——→ 司法研修所 約10分
- (和光市駅—— 徒歩 ——→ 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅—— [西武バス① 和光市駅南口行き] ——→ 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅—— [西武バス② 成増駅行き] ——→ 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）

1 東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線 和光市駅南口発

- (1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車、
バス停「司法研修所入口」にて下車
(所要時間 約10分)
- (2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は
「長久保行き」に乗車、バス停「司法研修所」
にて下車
(所要時間 約10分)

和光市駅南口							
司法研修所循環 又は 司法研修所入口							
平日							
6	23	35	45	56			
7	05	12	24	35	43	50	56
8	03	10	17	22	27	35	43
9	01	06	12	*17	*23	27	*33
10	*05	22	37	*47	53		
11	03	13	25	40	53		
12	10	23	40	54			
13	10	25	40	55			
14	09	25	*35	40	*49	55	
15	10	19	31	*43	50	*57	
16	04	17	31	45	54		
17	02	11	16	22	28	34	42
18	00	07	*14	18	24	30	*34
19	00	13	*22	30	*40	51	
20	*01	09	22	38	49		
21	02	13	27	41	56		
22	10	22	35	47	*58		
23	*11						
*印：司法研修所入口止まり							

和光市駅南口							
大泉学園駅行き							
平日							
6	26	43	58				
7	13	20	29	43	56		
8	05	10	21	33	47	55	
9	01	15	29	44	52		
10	00	10	22	38	47	55	
11	05	19	36	54			
12	05	17	37	59			
13	05	25	46				
14	00	13	34	54			
15	05	16	30	41	54		
16	02	08	20	32	46	58	
17	05	13	25	36	49		
18	00	07	14	25	37	48	
19	01	06	16	29	41	55	
20	05	13	28	41	55		
21	11	26	42				
22	00	20	40				
23	00						

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

- (1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

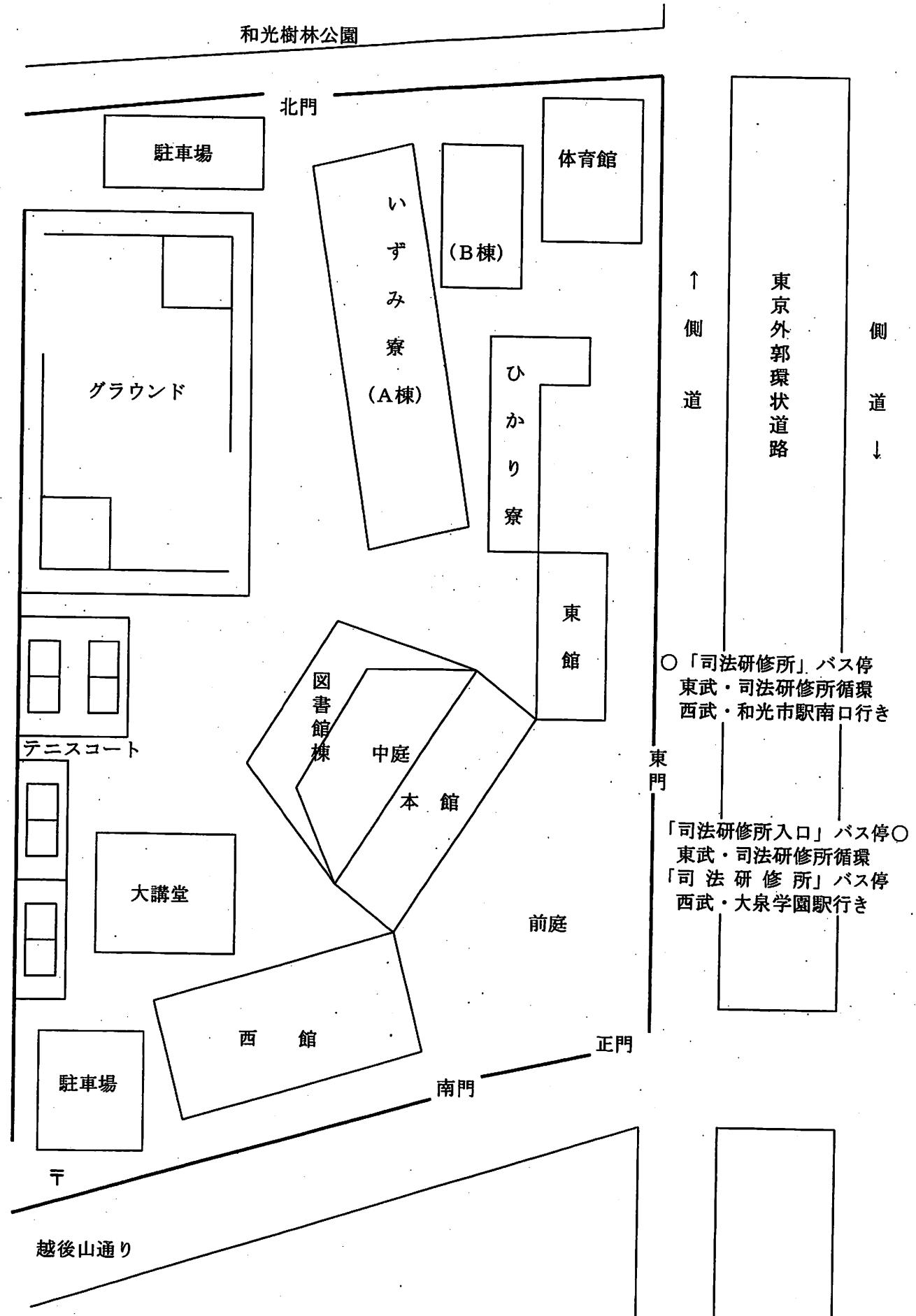
- (2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

大泉学園駅北口							
和光市駅南口							
平日							
5							
6	00	16	31	45			
7	00	14	28	40	52		
8	04	16	30	44	58		
9	14	29	41	54			
10	06	24	37	51			
11	13	31	49				
12	13	36	57				
13	22	45					
14	10	31	48				
15	01	17	30	40	52		
16	04	18	34	45	57		
17	12	25	36	46	57		
18	09	24	37	48			
19	01	17	31	45			
20	00	22	44				
21	06	28	50				
22	12	34					

大泉学園駅北口							
成増駅南口							
平日							
5	55						
6	05	15	25	35	45		
7	00	10	20	31	43	56	
8	09	24	38	52			
9	06	20	34	49			
10	04	19	35	51			
11	07	23	39	55			
12	10	27	43	59			
13	15	32	48				
14	03	18	33	48			
15	03	18	32	46			
16	01	16	31	46			
17	01	16	31	46			
18	01	16	31	46			
19	01	16	31	50			
20	09	28	46				
21	05	25	46				
22	09						

(平成22年2月12日現在)

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いづみ寮の利用について

1 入寮受付は、協議会前日は午後3時から午後7時まで、協議会当日は午後零時からいずれも寮事務室で行います。

2 寮室

(1) 司法研修所いづみ寮の寮室の割当では、司法研修所が行います。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹼、シャンプーリンス、タオル）及びバスタオルは用意しておりますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、浴衣等の着替えも用意してありませんので、各自で御用意ください。

おって、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金は、追ってお知らせします。

4 寮室備付け電話の使用

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で [] 番又は [] 番を押してください。[] に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は、平日のみ、午前8時から午前9時30分まで図書館棟2階の食堂（現金払い360円）が利用できます（土曜日は利用できませんので、留意してください。）。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続は、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

なお、退寮が土曜日になる場合は、午前10時までに寮事務室窓口に設置する箱に鍵を返還して退寮してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は、午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門（午前8時から午後6時30分まで）、東門（車出入口：午前8時から午後9時まで、歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課寮務係（電話番号 [] ）にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食 (平日のみ営業)

午前8時から午前9時30分までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

2 昼食 (平日のみ営業)

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 夕食 (金曜日を除く平日のみ営業)

午後5時30分から午後8時までの間、図書館棟2階の第2食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から550円程度となっております。食事の前、食堂に直接お支払いください。

4 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、当研修所事務局総務課庶務係（電話番号048-460-2000）にお問い合わせください。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

[REDACTED] (会員名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）における
いづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月10日（木）の宿泊施設として、いづみ寮を

- 利用し、6月11日（金）の朝食は
- ※ 入寮受付は15:00～19:00です。
※ 6月10日入寮希望者のみ必ず記載
① 到着予定時刻（ 時 分頃）
② 携帯番号（ - - - -)
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 宿泊しない。

2 6月11日（金）の宿泊施設として、いづみ寮を

- 利用する。
※ 入寮受付は12:00～です。
※ 同月12日（土）は、食堂を利用できませんので、お手数ですが、各自で食事を準備してください。
- 利用しない。
- いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]
 宿泊しない。

3 6月11日（金）の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-1)

4 6月11日(金)の懇談会に [出席する。
 出席しない。]

5 交通機関の利用について

[新幹線(特急)を [往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し,

[グリーン車を [往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。]

[航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)。

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月11日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

平成22年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中

(FAX番号 [REDACTED])

(府会名)

(自宅住所)

※ 旅費支給手続に必要ですので、必ず記載してください。

〒

(氏名)

平成22年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）における
いづみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については、下記のとおりです。

記

1 6月15日（火）の宿泊施設として、いづみ寮を

利用し、6月16日（水）の朝食は

※ 入寮受付は15:00～19:00です。

※ 6月15日入寮希望者のみ必ず記載

① 到着予定時刻（ 時 分頃）

② 携帯番号（ - - - - -)

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

利用しない。

いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[

宿泊しない。

2 6月16日（水）の宿泊施設として、いづみ寮を

利用し、6月17日（木）の朝食は

※ 入寮受付は12:00～です。

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

利用しない。

いづみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等（親戚、知人宅を含む。）を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[

宿泊しない。

3 6月16日（水）の昼食は

食堂を利用する予定である。

食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-2)

4 6月16日(水)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し,

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する(往復利用 往路のみ 復路のみ)。

- (注) ① 該当する□内にレ印を付してください。
② 懇談会費(4,000円)及び寮の利用料金は、6月16日の協議会受付において徴収します(旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。)。食堂の利用代金は、食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第000124号

平成22年2月12日

地方検察庁検事正 殿（東京を除く。）

弁護士会会长 殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成22年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により3月19日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（██████████）可）。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

司研総第000128号

平成22年2月12日

東京弁護士会会长 殿

第一東京弁護士会会长 殿

第二東京弁護士会会长 殿

司法研修所長 佐々木 茂 美

平成22年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により3月19日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（[REDACTED]）可）。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、東京三弁護士会多摩支部に対しては、貴会から周知してください。

平成22年6月11日（金）開催

平成22年度

司法修習生指導担当者協議会（第1回）出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

序名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
東京地方裁判所	判事	民事	大段亨	オオダン トオル	期
"	"	民事	村田涉	ムラタ ワタル	期
"	"	刑事	波床昌則	ハトコ マサノリ	期
"	"	刑事	吉村典晃	ヨシムラ ノリアキ	期
東京地方裁判所立川支部	"	民事	市川正巳	イチカワ マサミ	期
"	"	刑事	毛利晴光	モウリ ハルミツ	期
東京地方検察庁	検事		福島弘	フクシマ ヒロシ	期
"	"		山口浩	ヤマグチ ヒロシ	期
東京地方検察庁立川支部	"		西本仁久	ニシモト ヒトシ	期
東京弁護士会	弁護士		ト部忠史	ウラベ タダシ	期
第一東京弁護士会	"		野嶋慎一郎	ノジマ シンイチロウ	期
第二東京弁護士会	"		正国彦	タダシ クニヒコ	期
東京三弁護士会多摩支部	"		齊藤園生	サイトウ ソノオ	期
"	"		草道倫武	クサミチ トモタケ	期
"	"		石原重仁	イシハラ シゲヒト	期
横浜地方裁判所	判事	民事	龍見昇	タツミ ノボル	期
"	"	刑事	秋山敬	アキヤマ ヒロシ	期
横浜地方検察庁	検事		仁田良行	ニダ ヨシユキ	期
横浜弁護士会	弁護士		小沢靖志	オザワ ヤスシ	期
さいたま地方裁判所	判事	民事	佐藤公美	サトウ ヒロミ	期
"	"	刑事	大熊一之	オオクマ カズユキ	期
さいたま地方検察庁	検事		岡村寛子	オカムラ ヒロコ	期
埼玉弁護士会	弁護士		中山福二	ナカヤマ フクジ	期
千葉地方裁判所	判事	民事	三代川三千代	ミヨカワ ミチヨ	期
"	"	刑事	柄木力	トチギ ツトム	期
千葉地方検察庁	検事		阿波亮子	アワ リョウコ	期
千葉県弁護士会	弁護士		福富美穂子	フクトミ ミホコ	期
水戸地方裁判所	判事	民事	都築民枝	ツヅキ タミエ	期
"	"	刑事	根本涉	ネモト ワタル	期
水戸地方検察庁	検事		大極俊紀	ダイゴク トシキ	期
茨城県弁護士会	弁護士		安江祐	ヤスエ ユウ	期
宇都宮地方裁判所	判事	民事	今泉秀和	イマイズミ ヒデカズ	期
"	"	刑事	井上豊	イノウエ ユタカ	期
宇都宮地方検察庁	検事		高崎秀雄	タカサキ ヒデオ	期
栃木県弁護士会	弁護士		澤田雄二	サワダ ユウジ	期
前橋地方裁判所	判事	民事	内藤正之	ナイトウ マサユキ	期
"	"	刑事	倉澤千巣	クラサワ チイワ	期
前橋地方検察庁	検事		山下純司	ヤマシタ ジュンジ	期
群馬弁護士会	弁護士		根岸茂	ネギシ シゲル	期
静岡地方裁判所	判事	民事	三木勇次	ミキ ユウジ	期
"	"	刑事	原田保幸	ハラダ ヤスタカ	期
静岡地方検察庁	検事		三摩哲也	ミマ テツヤ	期
静岡県弁護士会	弁護士		渥美利之	アツミ トシユキ	期
甲府地方裁判所	判事	民事	林正宏	ハヤシ マサヒロ	期
"	"	刑事	深沢茂之	フカザワ シゲユキ	期
甲府地方検察庁	検事		矢野元博	ヤノ モトヒロ	期
山梨県弁護士会	弁護士		田邊謙	タナベ マモル	期
長野地方裁判所	判事	民事	山本剛史	ヤマモト タケシ	期
"	"	刑事	高木順子	タカギ ジュンコ	期
長野地方検察庁	検事		山下隆志	ヤマシタ タカシ	期
長野県弁護士会	弁護士		和田清二	ワダ セイジ	期
新潟地方裁判所	判事	民事	草野真人	クサノ マサト	期
"	"	刑事	山田敏彦	ヤマダ トシヒコ	期
新潟地方検察庁	検事		小林健司	コバヤシ ケンジ	期
新潟県弁護士会	弁護士		高野泰夫	タカノ ヤスオ	期
名古屋地方裁判所	判事	民事	谷口豊	タニクチ ユタカ	期

名古屋地方検察庁	検事	刑事	田邊 三保子	タナベ ミホコ	期
愛知県弁護士会	弁護士		加藤 修司	カトウ シュウジ	期
岐阜地方裁判所	判事	民事	佐藤 浩史	サトウ コウジ	期
"	"	刑事	内田 計一	ウチダ ケイイチ	期
岐阜地方検察庁	検事		山田 耕司	ヤマダ コウジ	期
岐阜県弁護士会	弁護士		大串 雅里	オオグシ マサノリ	期
金沢地方裁判所	判事	民事	河合 良房	カワイ ヨシフサ	期
"	"	刑事	中垣内 健治	ナカガイト ケンジ	期
金沢地方検察庁	検事		神坂 尚	カミサカ ショウ	期
金沢弁護士会	弁護士		古賀 栄美	コガ エミ	期
富山地方裁判所	判事	民事	木梨 松嗣	キナシ マツシ	期
"	"	刑事	田邊 浩典	タナベ ヒロノリ	期
富山地方検察庁	検事		岩井 隆義	イワイ タカヨシ	期
富山県弁護士会	弁護士		竹中 理比古	タケナカ ヨシヒコ	期
仙台地方裁判所	判事	民事	西川 浩夫	ニシカワ ヒロオ	期
"	"	刑事	畠 一郎	ハタ イチロウ	期
仙台地方検察庁	検事		鈴木 信行	スズキ ノブユキ	期
仙台弁護士会	弁護士		伊藤 秀道	イトウ ヒデミチ	期
福島地方裁判所	判事	民事	官澤 里美	カンザワ サトミ	期
"	"	刑事	松谷 佳樹	マツタニ ヨシキ	期
福島地方検察庁	検事		加藤 亮	カトウ リョウ	期
福島県弁護士会	弁護士		松本 裕	マツモト ユタカ	期
山形地方裁判所	判事	民事	岩渕 敬	イワブチ タカシ	期
"	"	刑事	石栗 正子	イシグリ マサコ	期
山形地方検察庁	検事		伊東 順	イトウ アキラ	期
山形県弁護士会	弁護士		菅野 俊明	カンノ トシアキ	期
盛岡地方裁判所	判事	民事	五十嵐 幸弘	イガラシ ユキヒロ	期
"	"	刑事	田中 寿生	タナカ トシオ	期
盛岡地方検察庁	検事		佐々木 直人	ササキ ナオト	期
盛岡弁護士会	弁護士		上野 晓	ウエノ サトル	期
秋田地方裁判所	判事	民事	樹田 裕之	マスダ ヒロユキ	期
"	"	刑事	鈴木 陽一	スズキ ヨウイチ	期
秋田地方検察庁	検事		馬場 純夫	ババ スミオ	期
秋田弁護士会	弁護士		鈴木 敏宏	スズキ トシヒロ	期
青森地方裁判所	判事	民事	伊勢 昌弘	イセ マサヒロ	期
"	"	刑事	貝原 信之	カイハラ ノブユキ	期
青森地方検察庁	検事		小川 賢司	オガワ ケンジ	期
青森県弁護士会	弁護士		新河 隆志	シンカワ タカシ	期
札幌地方裁判所	判事	民事	石岡 隆司	イシオカ リュウジ	期
"	"	刑事	竹田 光広	タケダ ミツヒロ	期
札幌地方検察庁	検事		辻川 靖夫	ツジカワ ヤスオ	期
札幌弁護士会	弁護士		岡 俊介	オカ シュンスケ	期
函館地方裁判所	判事	民事	中村 隆	ナカムラ タカシ	期
"	"	刑事	蓮井 俊治	ハスイ シュンジ	期
函館地方検察庁	検事		中桐 圭一	ナカギリ ケイイチ	期
函館弁護士会	弁護士		中尾 貴之	ナカオ タカユキ	期
旭川地方裁判所	判事	民事	山崎 英二	ヤマザキ エイジ	期
"	"	刑事	湯川 浩昭	ユカワ ヒロアキ	期
旭川地方検察庁	検事		佐伯 恒治	サエキ コウジ	期
旭川弁護士会	弁護士		鈴木 慎二郎	スズキ シンジロウ	期
釧路地方裁判所	判事	民事	中村 元弥	ナカムラ モトヤ	期
"	"	刑事	小西 洋	コニシ ヒロシ	期
釧路地方検察庁	検事		金子 大作	カネコ ダイサク	期
釧路弁護士会	弁護士		濱谷 博之	シブヤ ヒロユキ	期
釧路弁護士会	弁護士		蓑島 弘幸	ミノシマ ヒロユキ	期

参列者

日本弁護士連合会 (第一東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員	井窪保彦	イクボ ヤスヒコ	期
------------------------	------------------	------	----------	---

司法研修所

	所長	佐々木 茂美		
民事裁判担当	教官判事	奥田 正昭		
"	"	相澤眞木		
刑事裁判担当	"	秋吉 淳一郎		
"	"	金子 武志		
検察担当	教官検事	上野 友慈		
"	"	畠野 隆二		
民事弁護担当	教官弁護士	石井 誠一郎		
"	"	志賀 剛一		
刑事弁護担当	"	二瓶 茂		
"	"	升味 佐江子		
	事務局長	笠井 之彦		
	事務局次長	入子福司		
	事務局所付	姥原 意		

平成22年6月16日（水）開催

平成22年度

司法修習生指導担当者協議会（第2回）出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
大阪地方裁判所	判事	民事	松田 亨	マツダ トオル	期
"	"	刑事	中里 智美	ナカザト トモミ	期
大阪地方検察庁	検事		海津 祐司	カイヅ ユウジ	期
大阪弁護士会	弁護士		泉 燕	イズミ カオル	期
京都地方裁判所	判事	民事	松本 清隆	マツモト キヨタカ	期
"	"	刑事	増田 耕兒	マスダ コウジ	期
京都地方検察庁	検事		谷口 照夫	タニグチ テルオ	期
京都弁護士会	弁護士		白浜 徹朗	シラハマ テツロウ	期
神戸地方裁判所	判事	民事	矢尾 和子	ヤオ カズコ	期
"	"	刑事	岡田 信	オカダ マコト	期
神戸地方検察庁	検事		吉武 亜紀	ヨシタケ アキ	期
兵庫県弁護士会	弁護士		藤掛 伸之	フジカケ ノブユキ	期
奈良地方裁判所	判事	民事	一谷 好文	イチタニ ヨシブミ	期
"	"	刑事	橋本 一	ハシモト ハジメ	期
奈良地方検察庁	検事		徳久 正	トクヒサ タダシ	期
奈良弁護士会	弁護士		飯田 誠	イイダ マコト	期
大津地方裁判所	判事	民事	石原 雅也	イシハラ チガヤ	期
"	"	刑事	坪井 祐子	ツボイ ユウコ	期
大津地方検察庁	検事		廣上 克洋	ヒロカミ カツヒロ	期
滋賀弁護士会	弁護士		荒川 葉子	アラカワ ヨウコ	期
和歌山地方裁判所	判事	民事	高橋 善久	タカハシ ヨシヒサ	期
"	"	刑事	柴山 智	シバヤマ サトシ	期
和歌山地方検察庁	検事		谷岡 孝範	タニオカ タカノリ	期
和歌山弁護士会	弁護士		由良 登信	ユラ タカノブ	期
津地方裁判所	判事	民事	堀内 照美	ホリウチ テルミ	期
"	"	刑事	村田 健二	ムラタ ケンジ	期
津地方検察庁	検事		飯島 泰	イイジマ ヤスシ	期
三重弁護士会	弁護士		杉岡 治	スギオカ オサム	期
福井地方裁判所	判事	民事	坪井 宣幸	ツボイ ノリユキ	期
"	"	刑事	佐茂 剛	サモ タケシ	期
福井地方検察庁	検事		金沢 和憲	カナザワ カズノリ	期
福井弁護士会	弁護士		内上 和博	ウチガミ カズヒロ	期
広島地方裁判所	判事	民事	金村 敏彦	カネムラ トシヒコ	期
"	"	刑事	伊名波 宏仁	イナバ コウジ	期
広島地方検察庁	検事		河合 文江	カワイ フミエ	期
広島弁護士会	弁護士		大本 和則	オオモト カズノリ	期
山口地方裁判所	判事	民事	飯田 恒示	イイダ キョウジ	期
"	"	刑事	向野 剛	ムクノ ツヨシ	期
山口地方検察庁	検事		武田 康孝	タケダ ヤスタカ	期
山口県弁護士会	弁護士		浜崎 大輔	ハマサキ ダイスケ	期
岡山地方裁判所	判事	民事	古賀 輝郎	コガ テルオ	期
"	"	刑事	高山 光明	タカヤマ ミツアキ	期
岡山地方検察庁	検事		岡田 幸二郎	オカダ コウジロウ	期
岡山弁護士会	弁護士		佐々木 浩史	ササキ コウシ	期
鳥取地方裁判所	判事	民事	朝日 貴浩	アサヒ タカヒロ	期
"	"	刑事	大崎 良信	オオサキ ヨシノブ	期
鳥取地方検察庁	検事		山上 富蔵	ヤマガミ トミゾウ	期
鳥取県弁護士会	弁護士		河本 充弘	カワモト ミチヒロ	期
松江地方裁判所	判事	民事	片山 憲一	カタヤマ ケンイチ	期
"	"	刑事	吉井 隆平	ヨシイ タカヒラ	期
松江地方検察庁	検事		葛谷 茂	クズヤ シゲル	期
島根県弁護士会	弁護士		松原 三朗	マツバラ サブロウ	期

福岡地方裁判所	判事	民事	岩木 宰	イワキ オサム	期
"	"	刑事	田口直樹	タグチ ナオキ	期
福岡地方検察庁	検事		中尾 英明	ナカオ ヒデアキ	期
福岡県弁護士会	弁護士		羽田野 節夫	ハタノ セツオ	期
佐賀地方裁判所	判事	民事	野尻 純夫	ノジリ スミオ	期
"	"	刑事	若宮 利信	ワカミヤ トシノブ	期
佐賀地方検察庁	検事		馬場 浩一	ババ コウイチ	期
佐賀県弁護士会	弁護士		松尾 弘志	マツオ ヒロシ	期
長崎地方裁判所	判事	民事	須田 啓之	スダ ケイジ	期
"	"	刑事	松尾 嘉倫	マツオ ヨシミチ	期
長崎地方検察庁	検事		井上 昭宏	イノウエ アキヒロ	期
長崎県弁護士会	弁護士		戸田 久嗣	トダ ヒサツグ	期
大分地方裁判所	判事	民事	金光 健二	カナミツ ケンジ	期
"	"	刑事	西崎 健児	ニシザキ ケンジ	期
大分地方検察庁	検事		石垣 光雄	イシガキ ミツオ	期
大分県弁護士会	弁護士		大森 克磨	オオモリ カツマ	期
熊本地方裁判所	判事	民事	長谷川 浩二	ハセガワ コウジ	期
"	"	刑事	鈴木 浩美	スズキ ヒロヨシ	期
熊本地方検察庁	検事		岡本 哲人	オカモト テット	期
熊本県弁護士会	弁護士		山下 永寿	ヤマシタ エイジュ	期
鹿児島地方裁判所	判事	民事	山之内 紀行	ヤマノウチ ノリユキ	期
鹿児島地方検察庁	検事		江藤 靖典	エトウ ヤスノリ	期
鹿児島県弁護士会	弁護士		熊谷 光司	クマガイ コウジ	期
宮崎地方裁判所	判事	民事	牧 真千子	マキ マチコ	期
"	"	刑事	高原 正良	タカハラ マサヨシ	期
宮崎地方検察庁	検事		児玉 陽介	コダマ ヨウスケ	期
宮崎県弁護士会	弁護士		萩元 重喜	ハギモト シゲキ	期
那覇地方裁判所	判事	民事	平田 直人	ヒラタ ナオト	期
"	"	刑事	鈴木 秀行	スズキ ヒデユキ	期
那覇地方検察庁	検事		鈴木 亨	スズキ トオル	期
沖縄弁護士会	弁護士		池田 修	イケダ オサム	期
高松地方裁判所	判事	民事	横溝 邦彦	ヨコミゾ クニヒコ	期
"	"	刑事	幅田 勝行	ハバタ カツユキ	期
高松地方検察庁	検事		原 潤一郎	ハラ ジュンイチロウ	期
香川県弁護士会	弁護士		藤本 邦人	フジモト クニト	期
徳島地方裁判所	判事	民事	齋木 稔久	サイキ トシヒサ	期
"	"	刑事	佐藤 晋一郎	サトウ シンイチロウ	期
徳島地方検察庁	検事		児嶋 隆司	コジマ タカシ	期
徳島弁護士会	弁護士		吉成 務	ヨシナリ ツトム	期
高知地方裁判所	判事	民事	小池 明善	コイケ アキヨシ	期
"	"	刑事	平出 喜一	ヒライデ・キイチ	期
高知地方検察庁	検事		北野 彰	キタノ アキラ	期
高知弁護士会	弁護士		参田 敦	サンダ アツシ	期
松山地方裁判所	判事	民事	濱口 浩	ハマグチ ヒロシ	期
"	"	刑事	村越 一浩	ムラコシ カズヒロ	期
松山地方検察庁	検事		竹中 ゆかり	タケナカ ユカリ	期
愛媛弁護士会	弁護士		今川 正章	イマガワ セイショウ	期

参列者

日本弁護士連合会 (第一東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員	井 崑 保 彦	イクボ ヤスヒコ	[REDACTED]期
------------------------	------------------	---------	----------	-------------

司法研修所

	所 長	佐々木 茂 美		
民事裁判担当	教官判事	奥田 正昭		
"	"	相澤 真木		
刑事裁判担当	"	秋吉 淳一郎		
"	"	金子 武志		
検察担当	教官検事	上野 友慈		
"	"	畠野 隆二		
民事弁護担当	教官弁護士	石井 誠一郎		
"	"	志賀 刚一		
刑事弁護担当	"	升味 佐江子		
"	"	荻野 明一		
	事務局長	笠井 之彦		
	事務局次長	入子 福司		
	事務局所付	蜷原 意		

平成22年度司法修習生指導担当者協議会第1回
(平成22年6月11日(金)開催)

総合協議要録(各分科協議結果発表)

() 内は発表者である。

〈民事裁判(釧路地方裁判所 小西洋判事)〉

1 分野別実務修習の指導の在り方について

新第63期司法修習生の資質、能力については、新第61期及び新第62期の司法修習生と比べて、顕著な差異はないのではないかとの意見が多数でした。最近は、真面目に取り組んでいるとの印象があるものの、民事訴訟法等の手続法の面に若干弱い傾向にあるのではないか、また、正解を求めるマニュアル志向の傾向があるのではないかという意見も出されました。

分野別実務修習の指導の在り方については、事件への立会いを選別して行うのか、全件で行うのかが議論されましたが、全件立会いとすると、内容が上滑りになって検討が深まらず効果的でないといったことから、多くの府の意見は、基本的に事件を選別して行うというものでした。なお、初めに全件立会いを行った後で選別立会いに移行する、その場合には、証拠調べのある事件を中心に選別するというような意見が出されました。

また、起案については、おおむね、サマリ一起案がよいという意見でした。

さらに、修習期間が短いことから、起案に適した事件がない場合に備えて確定記録をストックして準備しているということも、工夫例として挙げられました。

また、そのようにストックをした確定記録を用いて、事実認定研究会等を行っているという府が複数ありました。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

選択型実務修習の現状として、民事通常部修習（深化型）は裁判官の任官を志望している司法修習生が選択するものであるという誤解があるのではないかという意見が出されました。この点については、そのような誤解が生じないように、募集要項等を更に工夫していく必要があるという方向性が確認されました。

また、司法修習生のニーズを十分とらえる必要があるのではないかということから、選択型実務修習の実施前や実施後にアンケートを行う有用性が指摘され、その内容を踏まえて、選択型実務修習の実施方法や内容を改善するのがよいのではないかという意見が出されました。

選択型実務修習の評価については、司法修習生の多くがまじめに取り組んでおり、裁判所から見て、選択型実務修習の効果がおおむね上がっているのではないかという意見が多くありました。

〈刑事裁判（釧路地方裁判所 金子大作判事）〉

1 分野別実務修習の指導の在り方について

刑事裁判修習の指導方針について、教官室から、新司法修習の理念及び目標を踏まえた指導の基本的な方向性、ロースクール教育との役割分担、裁判員裁判を中心とする新しい刑事裁判に対応できる法曹養成の必要性や重要性、あるいは分野別修習における具体的指導方法、集合修習における最近の指導状況などについて、具体例を交えての説明がありました。その内容については、参加した協議員から異論はありませんでした。

その後、裁判員裁判における修習指導の在り方を中心に、特に、裁判員裁判の評議の傍聴について活発な意見交換がなされました。

裁判員裁判における評議の傍聴については、昨年度の本協議会においても、裁判員裁判の担い手となる法曹を養成するという観点から、可能な限り傍聴させるという基本的な方向が確認されているところですが、今年は多くの事件で評議の傍聴が行われているという実情が紹介されました。これを踏まえて、評議の傍聴を許可するに当たっての事件の性質等に基づく配慮、傍聴させる修習生への配慮、裁判員等の意向を尊重すること等について、意見交換がなされました。

評議の傍聴については、修習生の方でも意欲や希望が強いという実例や、傍聴する中で実際の評議においてどのような判断がなされているかというプロセスを体感したことにより、修習内容としての幅が広がったという声が聞かれているという例などが紹介されました。

それに加えて、傍聴した修習生の守秘義務の在り方、それが厳守されるべきものであること、傍聴する際の遵守事項等についても議論がなされました。その結果、修習生を傍聴させるに当たり、裁判員の心証に影響を与えたり、自由な意見表明を妨げたり、評議に影響を及ぼすことがないよう、格別な配慮が必要であるということで意見が一致しました。更に、適切な傍聴の在り方について、各府からそれぞれの実情に応じた様々な工夫が紹介されました。

また、裁判員裁判における指導の在り方については、公判前整理手続、公判審理、評議の傍聴等を踏まえて、質を上げるためにどのような指導をしたらよいのかということについても活発な協議がなされました。裁判員裁判により裁判官が繁忙になっている中で、いかに修習生を指導するのかという点についても、各庁それぞれの実情が紹介され、その内容について具体的な議論が行われました。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

刑事裁判修習として提供する個別修習プログラムの実情等について、修習生のニーズに応じ、通常事件であるとか、特殊事件であるとか、いくつかのコースを用意して修習生に提供しているという工夫例や、庁の規模に応じてニーズの吸収に工夫をこらしているといった実例などが紹介されました。

三庁合同で行う模擬裁判については、公判前整理手続を充実させるため、修習生の準備等の問題を踏まえた実施時期や実施期間の工夫例が紹介されました。また、刑事裁判修習として提供されている個別修習プログラムを選択した修習生については、各プログラムに目的意識を持って意欲的に取り組んでいる者が多いという意見が多く出されました。

3 修習指導上の工夫例についての情報集約

教官室からは、修習効果が上がったと思われる指導の工夫例等を教官室で集約し、教官室がセンター的な役割を果たして、今後、集約した情報を各地に提供していきたいという提案があり、それが了承されました。

（検察（東京地方検察庁 福島弘検事））

1 分野別実務修習の指導の在り方について

各分野別実務修習の期間が2箇月と短くなつたため、その中でいかに効果的な指導ができるのかという観点のもと、導入教育、班制度、里親制度及び裁判員裁判への対応等について、各庁から実情等の報告がありました。

修習生の実情については、各庁からいろいろな報告がなされました。中には、検察講義案を読んでいない修習生がいるために、検察講義案を読ませることの指導から始まつたという報告もありました。修習生の実情を踏まえ、2箇月間という短い期間で、検察実務を理解させるためには、導入教育を有効に活用すべきであるという意見が多数を占めました。

導入教育においては、各庁で、確定記録を利用した勉強会など、様々な工夫がなされているとの報告がありました。このような勉強会の中には、まず、警察から事件送致の際に送致された記録のみを渡して補充捜査事項及び今後の警察への指揮内容を検討させ、それから追送致記録を渡して、自分の考えが十分だったのか否か再検討させることで、事件の見方、捜査の仕方を学ばせようとしているという報告もありました。

更に、導入教育では、幹部検察官、指導係検事または事務官による講義のほか、模擬弁解録取を行つているとの報告がありました。模擬弁解録取については、力を入れている庁が多くありますが、検事役と被疑者役を分担して取調べを実演し、そのイメージをつかませるということを行っています。

次に、検察実務修習での中心となる取調べ修習についてですが、検察庁では、修習生にできるだけ多くの事件に接してもらうことが、検察の仕事の理解につながると考えています。しかし、修習生の数が増加している状況の中で、指導担当検事の人的な限界もあり、修習生に十分な事件配てんをさせることが難しくなつてきてているという報告が多数ありました。また、事件が常にタイミング良く修習期間中に発生するとは限らないため、どのように事件を配てんしていくかという

悩みも各庁から寄せられています。

この点についての工夫として、多数の修習生を抱える大規模庁からは、配てんすべき事件の不足を補うために、班制度を活用しているという報告がありました。ここでいう班制度とは修習生2名あるいは3名で一つの班を作り、各班に事件を配てんするという方法です。班制度を採用することにより、一つの事件を複数の修習生が扱うこととなり、事件が足りないという問題に対処しているわけですが、班制度のメリットとしては、どのようなことを検査していけばいいのか、どのような事実が明らかになれば、起訴・不起訴の判断がつくのかといったことを、修習生が相互に真剣に議論することが可能となるという指摘もありました。

また、修習生に取調べや公判の在り方をより深く理解させるため、特に大規模庁では里親制度が活用されているとの報告がありました。大規模庁では、配属される修習生の数が多いために、指導担当検察官だけでは、修習生に対して十分な取調べや公判の修習の指導をすることが困難となることがあります。そのため、刑事部及び公判部の検事を里親検事とし、修習生をその里親検事のもとで生の事件に触れさせることで、修習の実を上げています。

裁判員裁判への対応については、裁判員裁判が今後の刑事裁判に非常に重要なものであるという認識のもと、例えばそのリハーサルを修習生に見てもらうという工夫をしている庁がありました。実際に裁判が始まるまでに、検察庁としてどのような工夫や議論をしているのかを見て学ぼせ、裁判員裁判自体についても理解を深めさせています。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

選択型実務修習については、検査公判の補完型のプログラムや、関係施設の見学・講義を用意しています。

検査公判の補完型のプログラムの実施期間については、各庁それぞれが判断しているところであり、現時点では統一的なものはありません。適当な事件を選ぶ

には4週間くらいを要するのではないか、場合によっては5週間程度必要なのでないかという意見もありますが、逆に、修習生の負担を考えて3週間程度にする方が良いという方針のもとに捜査公判の補完型のプログラムを実施している府もあります。また、公判修習の補完型のプログラムも実施している府もあり、なかなか好評を得ているようです。

関係施設の見学・講義ですが、修習生が見学先で居眠りをして見学先から抗議を受けるなどの遺憾な例があり、見学先から理解を得るのが難しくなっていると指摘もありました。

〈弁護（釧路弁護士会 篠島弘幸弁護士）〉

1 分野別実務修習の指導の在り方について

新第63期司法修習生の能力や資質等については、従前と変わらないという意見と、従前と比べ若干劣るのではないかという意見がありましたが、数としては、能力はそれほど変わっていないという意見が多く出されました。しかし、各能力について変わりはないと報告している会についても、起案能力や文書作成能力に疑問があるという意見はほぼ共通しています。特に第1クールや第2クールが弁護修習にあたる場合、従前の物差しで成績をそのまま評価することがやや困難と思われるような状況があったとの報告がありました。この点については、弁護修習において生の事件を体験できる状況にあっても、実務への導入教育が不十分であるために、その基本の部分から学ばなければならぬというのでは修習期間がもったいないとの声もありました。

また、修習生の数の増加等から、経験年数の年限を下げるなどの工夫をして何とか確保はしているものの、指導担当弁護士の確保が年々難しくなっているとの実情が報告されました。

刑事弁護修習については、昨年から被疑者国選の対象事件が増えたことから、刑事公判の一連の手続を修習生に見てもらう機会を得ることが非常に難しくなったとの報告が多数ありました。被疑者弁護の段階で優先配てん等の配慮を行ったとしても、公判に至るまでに分野別実務修習の期間が終わってしまうためですが、弁護修習が始まる1月前に優先的に被疑者国選事件の配てんを受けて、修習生が来た段階で公判になるような工夫をしているようなところもあるようです。しかし、配てんを受けた被疑者国選事件が必ず正式裁判になるというものでもないため、結局、刑事弁護修習については、他の弁護士事務所において修習するなどの対応を執らざるを得ない状況が徐々に増えつつあるとの報告がありました。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

選択型実務修習のプログラムについては、せっかく講師等の確保を行ったにもかかわらず、応募人員が0名のため、そのプログラムを行うことができず、翌年以降の講師の引き受けを断られる事案等がある一方、プログラムに対する応募が極めて多いために抽選が連続し、その結果について、修習生から不満の声が上がったという報告もありました。

また、分野別実務修習の指導とも重なる部分ですが、合同修習と選択型実務修習との関係についても多数の意見が出されました。選択型修習が導入された際に、分野別実務修習の弁護修習で行っていた合同修習を、選択型実務修習の個別修習プログラムとして提供するという対応をとった単位会が多くありますが、そうしたところ、希望者が全く現れず、修習生全員に体験させるべきと思われる経験についても結局その機会を持たせることができなかつた、その一方、合同修習に戻すとした場合、分野別実務修習の期間が減ってしまうという意見が多数の会から出されました。

また、ホームグラウンド修習について、特に東京等のA班においては、どうしても二回試験の方に目が向いて、選択型実務修習の本来の趣旨が達成できていないのではないかとの意見も出されました。

裁判員裁判への対応については、裁判員裁判に関する講義及び実際に裁判員裁判を経験した弁護士による経験談の報告等の機会があったという報告もありました。

平成22年度司法修習生指導担当者協議会第2回

(平成22年6月16日(水)開催分)

総合協議要録(各分科協議結果発表)

() 内は発表者である。

〈民事裁判(那覇地方裁判所 平田直人判事)〉

1 分野別実務修習の指導の在り方について

新第63期司法修習生の資質や能力については、新第61期及び新第62期の修習生と比べて、あまり変わりがないという意見がある一方、比較するとやや落ちてきているのではないか、特に文章の表現力の点で落ちてきているのではないかという指摘がありました。

また、マニュアル志向が強いという指摘や、マナー一般について、届出関係にルーズであるため、事務局等でも非常に困っているという指摘がありました。資質というよりは、社会人としての自覚に欠ける修習生が目立つということのようです。

指導の在り方として、期日の立会いについては、事件を選んで選別して立ち会わせるという形を基本とする傾向がうかがえます。修習期間の前半は全部の事件に立ち会わせ、後半になるにしたがって、起案その他修習の実情に応じて事件を選別するなどしているようです。中には、最初の段階で、標準的なカリキュラムという形で目標を示して動機付けを行い、修習生に修習への取組の在り方をきちんと方向付けるという府もありました。

起案については、府、部、裁判官の状況や実情に応じて様々な工夫をしているところですが、一般的にはサマリ一起案が主流となっています。起案に適した事件が無い場合に備えて起案用の記録をストックしておくという工夫がされています。ストックする事件の概要としては、主張がシンプルで、保証否認型のような

事件が多い傾向にあります。ただし、前任者が担当している事件の記録の場合、活用しづらいという点があるため、前任者が後任者へ講評用のメモを引き継ぐなどの工夫も必要であるとの意見がありました。生の事件が大事であることは間違ありませんが、このようにストックしてある事件を使うことにより、従前の修習生との比較ができるため、その意味でも有益であるという指摘もされています。また、修習生に対して動機付けを行うという意味では、一つの事件の記録を複数の修習生に検討させて、同じ前提の下で議論させることが有用であり、事実認定能力を高める効果もあるという意見もありました。そのような意味において、司法研修所から配布されている事実認定のDVDや質問事項集などをうまく活用していくことも有益であるという指摘がありました。

配属庁会を越えた合同修習については、メリットもデメリットもあるということから、実情に応じて対処していくという結論になりました。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

各庁から、いろいろな工夫をしているという報告がありましたが、特に、分野別実務修習との関係において、選択型実務修習の深化型修習等について、いかに特色を付けて打ち出すかという問題が議論されました。また、プログラムの配置や期日の調整についても、有力なプログラムと重なることで希望者の減少につながってしまうことなどを考慮すると、非常に大事な要素であるとの指摘がありました。深化型のプログラムの中身としては、分野別実務修習が単独事件中心となるため、合議事件を中心を見てもらうが、その中でも特色のある集中部の取り扱っていた事件等に比重を置いているという庁もありました。他方、深化型のプログラムが、民事裁判修習の復習を兼ねた補完型のプログラムの役割を事実上担っているという紹介もありました。

保全、執行、破産などの非訟事件については、庁によっては同じ裁判官が担当することがあるため、裁判官の負担という意味において、これらについての充実

したプログラムを組むことが困難な場合があるとの指摘もありました。

〈刑事裁判（那覇地方裁判所 鈴木秀行判事）〉

1 分野別実務修習の指導の在り方について

協議の冒頭に、刑裁教官室の方から、刑裁修習の指導目標と、そのための指導方法について説明がありました。現在、刑裁修習の教育内容や指導方法が見直されており、例えば、事実認定教育の場面において、単に事実の有無を検討されるのではなく、事実を前提とした法的概念の評価という部分まで事実認定教育の中に盛り込んでいくなど、多様な教育を行って応用力を養わせようとしていること、科学的証拠にも配慮して、時代の変化に対応できる法曹の養成を目指していることなどの説明があり、このような教育の方向性については、特に異論はありませんでした。

裁判員裁判における指導の在り方についても協議が行われました。協議の中心となったのは、評議の傍聴についてであり、各庁の実情の報告を交え、活発に議論が交わされました。裁判員裁判の担い手を育成するという観点から、積極的に評議を傍聴させるべきだという意見が圧倒的多数を占めており、実際に評議を傍聴させた結果、修習生からは、検察官と弁護士を志望する者にとって唯一の機会だということで非常に感動したという感想や、裁判員の方の理解力やその発想力がすごく勉強になったという感想が寄せられ、めざましい教育効果が見られたという報告がありました。このようにして、積極的に傍聴させるという方向性が改めて確認され、また、傍聴させた後は、起案をさせたり、評議についての感想文を提出させることで、教育効果を高めているという工夫例も紹介されました。ただし、評議の傍聴を許可するに当たっては、裁判員の意向を尊重することが不可欠であり、傍聴する修習生に対し、守秘義務の大切さを十分に自覚させなければならないということで意見が一致しました。裁判員裁判の関係では、裁判員裁判のために繁忙な時期における指導の在り方についても協議が行われ、確定記録を何件か用意しておく、それについて検討させるなどの工夫例が紹介されました。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

刑事裁判の個別修習プログラムとしては、2週間から3週間程度の期間、2名から3名の修習生を部に張り付けて、マンツーマンできめ細やかな指導を行うというものが多いのですが、このプログラムを選択した修習生に検討させる記録については、確定記録の中のとりわけ難度が高いものや、とりわけ良質のものをとっておいて使用するという例が紹介されました。このプログラムに応募してくる修習生については、皆意欲的であり、起案を通じて事実認定能力の向上を目指す者もいれば、弁護人としてのスキルを高めようとして裁判員裁判における訴訟活動の修得を求める者もいるなど、一般的に目的意識が高いという報告が多くの庁から寄せられました。そして、今後このような意欲的な修習生の様々なニーズにこたえていくべきであるということで意見が一致しました。

3 修習指導上の工夫例についての情報集約

最後に、教官室から、修習効果が上がったと思われるような指導の工夫例については、教官室の方で集約して、これを各庁に還元していきたいという提案があり、これが了承されました。

〈検察（大阪地方検察庁 海津祐司検事）〉

1 分野別実務修習の指導の在り方について

新司法修習の修習生については、修習開始時において文章の作成能力が劣っていたり、事実認定に関して記録に書かれていない事柄を自分の頭で色々と想定して考えるという訓練や基礎的な法的知識が不足しているのではないかという指摘がなされているところ、これらの問題点に対処するための導入教育における工夫が各庁から紹介されました。この中には、確定記録を使用し、まず、当初送致された分の記録のみを渡して、被疑者役の検事、あるいは事務官を相手に弁解を録取させてから、補充捜査事項のメモを作成させ、その後、追送されてきた記録を渡して、終局処分の起案等をさせることで一連の事件の流れを習得させるというものがあり、このような指導をした結果、修習生からは、検察庁での仕事のイメージがつかめたと好評であったという報告がありました。このほかにも、研修誌に載っているような問題等を使って勉強会を行い、基礎的な法的知識を習得させるようにしているという報告や、幹部検察官による講義や勉強会を実施しているという報告もありました。

分野別実務修習において、検察庁としては生の事件を対象として修習を行うことが非常に重要であると考えているため、事件配てんや指導体制に関する工夫についても検討がされました。各庁からは、修習生に対してなるべく多くの事件を配てんし、その事件を処理させる中で、検察の仕事を理解させるべきだという指摘がありました。ただし、修習生が多数いる上、必ずしも修習生に担当させることに適した事件がタイミングよく発生する訳ではないため、修習生に担当させるべき事件の確保については非常に苦労しているという報告が多数ありました。これに対処するため、送致罪名と処理罪名が異なるような法的問題点を含んでいるような事件といった、修習生に担当させるのに適した在宅事件をなるべく配てんするなど、修習生にとって学ぶべき事項がたくさんある事件を配てんするよう努めているという報告がありました。それ以外にも、修習生に配てんすべき事

件の不足については、班制度を作ることで、一つの事件を複数の修習生に担当させ、修習の実を上げているというような報告も多くの庁からありました。

また、十分な数の指導担当検事を確保できないという報告も各庁からありました。これに対しては、里親制度を設けることで、刑事部や公判部の検事の部屋に修習生を派遣し、指導担当者を確保しているという報告がありました。この里親制度については、指導担当者の不足に対処するだけではなく、指導担当の検事以外の検事にも触れるということで、多くの検事に接することができ、生の検事の姿を見てもらうことで、検察庁に対する理解等を深めてもらう場の確保にもつながるという効果もあるという指摘がありました。

裁判員裁判の対処の点については、各庁で実施している裁判員裁判のリハーサルに修習生を参加させ、その結果について、修習生に感想や意見を求めているという報告がありました。修習生からは、リハーサルに参加することで、検察庁で行っている証拠の厳選や圧縮のイメージがつかめたということで、大変好評を得たという報告がありました。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

各庁から、捜査・公判の深化型プログラムと、それから関連施設の見学プログラムを準備しているという報告がありました。捜査・公判の深化型プログラムについては、4週間と2週間の二つのプログラムを用意しているという報告が多くあり、また、過去の修習生の応募状況から、4週間では長すぎるということがうかがえるために、3週間に短縮する工夫をしたという報告もありました。修習生からは、個別修習プログラムの応募の締切時期が早いために、どのような個別修習プログラムを選べばいいか分からず決断をせざるを得なかつたという声があったとの報告もありました。

〈弁護（山口県弁護士会 浜崎大輔弁護士）〉

1 分野別実務修習の指導の在り方について

多くの単位会において、受け入れる修習生数が増えており、指導担当弁護士の確保が難しいという問題が提起されました。従来は、メイン、サブの二人体制をとっていたが、それができなくなった、また、一人体制であるにしても、弁護士数が増えてはいるものの、弁護士事務所数はそれほど増えていないため大変である、という意見が多数出されました。修習委員会が各会員に協力を要請し、なんとか指導担当弁護士を確保しているというのが現状ですが、その結果、同一の弁護士、あるいは同一の事務所が一年間に2名、3名の修習生を受け入れるという負担が生じています。指導担当弁護士の選定における工夫としては、刑事事件を担当しない会員が指導担当弁護士になった場合には、他の会員の協力を得て刑事弁護も修習できるように配慮したり、指導担当弁護士以外の、年齢、期が修習生に近い若手会員に、チューター的な立場で修習生の指導やいろいろな悩みの相談を受けてもらったりしているという会が複数ありました。

次に、新第63期司法修習生の資質、能力についてですが、全体的な傾向として、これまでの修習生と比較して劣るということはないだろうという意見が多く出されました。しかし、ばらつき、個人差はやはり出ているという意見や起案能力が劣っているという声もありました。

この点、新第60期で実施していた1箇月間の導入研修を復活させるべきだという意見も多いとの指摘がされ、特に、第1クールが弁護修習の場合、修習生がスムーズに実務修習に入つていけないという問題点が指摘されました。この点について、新第63期司法修習生に対しては、日弁連が裁判所、検察庁の御協力を得て、昨年秋に、修習開始前に、全国的に同一内容でライブ研修システムを利用した研修を行っています。この他にも、各弁護士会において、日弁連や単位会独自に作成した教材を利用して、実務修習が開始する前に独自に事前研修を行ったり、実務修習開始後に起案等を行うなどして分野別実務修習のフォローを行った

りしているという会が多数ありました。

それに加え、弁護士志望の司法修習生にとっては、就職活動のウエイトが重くなっていることが修習への取組にも影響していると言えます。今年は昨年よりも増して、就職状況が厳しく、今後の実務修習、選択修習、集合修習中も就職活動を並行して行う修習生が相当数出るものと思われます。

2 選択型実務修習の運用の留意点等について

各弁護士会が提供している起案や講義、司法書士事務所等におけるプログラムについては、多くの修習生の申込みがあります。ただし、一部のプログラムについては人気のないものもあり、他事務所修習や、支部修習については、実務修習地によって、人気の有無が分かれているようです。

選択型実務修習については、集合修習がA班になり、選択修習が二回試験直前にあるという単位会において、二回試験の勉強のために選択型実務修習のプログラムをあまり選択しない修習生や、起案を中心とするものに人気が集まるという傾向が見られるとの指摘もあります。

また、模擬裁判への参加者が減っているという意見が多数出されました。模擬裁判については、三庁会の協力による刑事の模擬裁判が各庁で実施されており、民事の模擬裁判についても、裁判所の協力を得て実施している会が多数ありますが、最近は応募者が減っているようです。特に、修習生の数が多く、事実上全員に選択させるなどしていない単位会について、刑事の模擬裁判を希望する修習生が減っており、場合によっては実施が非常に困難な事例も出ているようです。弁護士会としては、刑事弁護には関心を持ってもらいたいという思いがあり、そのために、修習生に対し、もっと刑事事件、刑事弁護に関心を持ってもらうよう、単位会からも働きかける必要があるとの指摘もありました。

選択型実務修習については、修習生の裁量の幅が大きすぎて、選択型実務修習の理念に沿った選択をしていない修習生もいるとの意見や、選択修習の期間をも

つと分野別修習あるいは導入研習に充てるべきではないかという意見もありました。